

本誌は、宝くじの普及宣伝事業として助成を受け作成されたものです。

明日をひらく地域活性化のための情報誌

地域づくり



特集 ■ 歴史的景観のまちづくり

11

2008

ISSN 1340-8917



足助の代名詞「香嵐溪」



白壁と板塀のマンリン小路



足助の旧町内の町並み



八幡宮で「棒の手」の奉納



火縄銃を打つ鉄砲隊

1 巻頭エッセー ● 低炭素社会へ日本をリードする「環境先進県」高知

尾崎正直(高知県知事)

特集 歴史的景観のまちづくり

4 歴史的風致の保存から活用へ

後藤 治(工学院大学工学部建築都市デザイン学科教授)

8 北海道上ノ国町「北の中世都市」へまちづくり始動

小林 真

10 福島県会津若松市 景観施策で「会津若松らしさ」醸す

物江隆之

12 千葉県香取市 交易の中継地・佐原の繁栄偲ぶ建物

吉田博之

14 三重県亀山市 「旧東海道」の風情を核にまちづくり

嶋村明彦

16 福井県小浜市 住民と協働で伝統的町並みを保存

松澤那々子

18 滋賀県近江八幡市 堀の歴史に注目し、埋め立てず再生

奈良俊哉

20 高知県室戸市 強風多雨に耐えた吉良川の課題

和田庫治

22 広島県竹原市 住民利便を失わず伝統文化を充実

観光文化室

24 長崎県壱岐市 「漁師町」の魅力大切に修景整備

中村純二

26 宮崎県日南市 「文化財保存都市」宣言して34年

岡本武憲

28 個性豊かな地域社会の実現へ

国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

31 「歴史文化基本構想」が目指すもの

文部科学省 文化庁 文化財部伝統文化課 文化財保護調整室

レギュラーレポート

団体探訪

34 NPO法人「高崎やる気堂」 まちの真ん中に人を呼ぶ! 「ようこそ高崎人情市」

群馬県高崎市

36 NPO法人「水俣教育旅行プランニング」 「水俣病」を乗り越えまちの再生に一役

熊本県水俣市

移住・交流事業

38 廃校施設を拠点に誘致活動

秋田県鹿角市

地域再生実践塾 第三回 神奈川県横須賀市

40 「協働がもたらす地域の創造」

志村直愛(東北芸術工科大学准教授)

全国地域リーダー養成塾

42 修了生が千人を超えれば日本は変わる

スポーツ拠点づくり推進事業

44 高校弓士の全国大会として定着

福岡県久留米市

45 首長の思い 日本の真ん中!?市原へ「来るがよい!」 佐久間隆義 (市原市長)

48 センター通信

グラビア

2 歴史的景観のまちづくり

46 都道府県漫遊 ● 鳥根県

47 手前みそですが… ● 静岡県新居町

表紙Ⅱ足助まつり

秋深まる十月は、秋祭りの最盛期。各地のイベントもたけなわ。愛知県豊田市足助町では十一・十二日、「足助まつり」(足助八幡宮例祭)が催された。

足助は古くから、太平洋岸と中部山岳地帯を結ぶ交通の要地だったところ。戦国時代は武田信玄をはじめ戦国諸雄の軍兵が往来した。その道は、三河湾でとれた塩を信州に運ぶ輸送ルートでもあったことから「塩の道」と呼ばれた。

明治末期の鉄道の開通(中央本線)を境に、街道とともに栄えた足助は宿場町の役割を失っていく。しかし、地元に残る祭りは今も健在。高さ六段を超える四台の山車が、古い町並みを曳き回された後、足助八幡宮に宮入し、神前で「お囃子」を奉納する。

八幡宮では、警固と呼ばれる人々が繰り出す棒の手や、数百丁の火縄銃の空砲が鳴り響き、山あいの小さな町は、住民や観光客を興奮の渦に包み込む。

● 文Ⅱ原田 ● カメラⅡ小形又男。

低炭素社会へ日本をリードする 「環境先進県」高知

高知県知事 ● 尾崎正直



高知県は森林率全国第一位（八四％）を誇る、全国一の森林県である。森林には、水源涵養や生態系の保全といったさまざまな機能があるが、中でも、近年、問題となっている地球温暖化を防止するうえで、特に二酸化炭素（CO₂）を吸収する機能が注目を集めている。

高知県では、県内の温室効果ガスの削減目標として二〇一〇年に一九九〇年比で六％の削減を掲げ、将来にわたる温室効果ガスの排出削減が持続的に図られる「低炭素社会」の実現に向けた仕組みづくりに取り組んでいる。森林は、この目標達成のための取り組みの大きなカギとなる。

県は平成十五年度に全国で初めて森林環境税を導入し、森林整備を進めるとともに、十七年度からは「森林の再生」と「地域との交流」を柱とした「協働の森づくり事業」をスタートさせた。環境問題に積極的に取り組む企業に、CSR（企業の社会的責任）活動の一環として県内の森林整備に協力いただいている。

この「協働の森づくり事業」は、CSR活動の活発化や、地球温暖化を防止するための「京都議定書」の発効を契機として森林のCO₂吸収機能がクローズアップされてきたことなどを背景に、大手商社、メーカーや坂本龍一さんらが発起人を務める法人、アーティストの「青筋さん」など三十一件（本年九月現在）のパートナーズ協定を締結するなど、大きな広がりを見せている。

また、間伐などの整備が行われた森林について、CO₂吸収量を高知県が独自に認証する「CO₂吸収認証制度」をスタートさせ、これまで二十件の「CO₂吸収証書」を発行し、企業の社会貢献活動の具体的な成果に活用いただくなど、森林整備が定着しつつある。

森林のCO₂吸収機能に着目した「協働の森づくり事業」の取り組みは、森林整備の主体を広げるといふ点で大きな成果があったと思うが、森林の保全はその整備を単に支援するだけで解決できる問題ではなく、その資源をいかに社会

全体で有効に活用できるかが非常に重要である。

そのため、県は昨年度から、間伐材や林地残材など未利用の木質バイオマスを化石燃料の代替として活用することで得られるCO₂削減量を県が独自に認証し、「CO₂削減証書」を発行し、環境先進企業に「CO₂削減クレジット」を提案する「排出量取引地域モデル事業」を始めた。

この事業の取り組みは、本年六月には国の「国内排出削減プロジェクトからの国内クレジット認証試行事業」において、モデル事業として採択された。

この事業では、木質バイオマスの活用で得られるCO₂削減量から国内初のVER（Verified Emission Reduction）クレジットを創出し、カーボンオフセットによる取引を行うこととしている。

森林と並んで、温室効果ガスを削減するための、もう一つのカギは「県民運動」である。高知県では、地球温暖化防止を行政などの限られた主体だけでなく、県民全体の取り組みとするため、県内全市町村をはじめ各業界、企業、NPOなど約二百三十団体が参加する「高知県地球温暖化防止県民会議」を本年九月二十七日に設立した。

この県民会議で、今後、県民への普及啓発や情報発信を行うとともに、「県民活動促進」「レジ袋削減運動推進」「グリーン購入推進」「公共交通利用促進」「森林吸収対策」の五つの部会を設置して、県民や事業者が連携して取り組む具体的な活動を検討し、広く県民に提案していく。

こうした活動を通じて、民生・産業部門における実効性のある温暖化対策を行い、CO₂排出量の削減につなげていきたいと考えている。私自身、県民会議会長として先頭に立って取り組んでいく所存である。

「低炭素社会」の実現には行政、企業、住民などが協働で取り組む仕組みづくりが重要である。高知県ではその実現のため、今後も先進的な施策を実施し「低炭素社会のトップ・ランナー」として日本をリードしていきたい。



●三重県亀山市 (p14-15)



戊辰の役の舞台、鶴ヶ城の全景 ●福島県会津若松市 (p10-11)



京都への輸送ルートだった「鯖街道」
●福井県小浜市 (p16-17)



自然の地形を利用した「史跡勝山館跡」 ●北海道上ノ国町 (p8-9)

「風の町」吉良川の町並み ●高知県室戸市 (p20-21)



「小江戸」と呼ばれる佐原 ●千葉県香取市 (p12-13)

歴史的景観の
まちづくり



電柱のない町並みの本町通り ●広島県竹原市 (p22-23)



東海道 47 番目の宿場町・関宿



飢肥城下町のたたずまい ●宮崎県日南市 (p26-27)



近江商人がかつて住んだ新町通りの町並み
●滋賀県近江八幡市 (p18-19)

高所から見た漁師町・勝本浦 ●長崎県壱岐市 (p24-25)





歴史的風致の保存から活用へ

―新法運用に不可欠な住民の理解と協力―



工学院大学工学部建築都市デザイン学科 教授 ● 後藤 治

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称「歴史まちづくり法」、以下は通称を用いる）が本年、制定された。ここでは、最初にこれまでの歴史的景観を活かしたまちづくりにおける諸施策と、その課題について紹介する。その上で、歴史まちづくり法が制定された意義やその運用にあたっての課題などを考え、さらに将来予想される課題についても展望してみたい。

歴史的景観を活かす諸施策

歴史まちづくり法が制定される以前にも、地域の歴史的景観をまちづくりに活かすためのさまざまな取り組みは、各地で行われていた。

まず、法に基づく取り組みとして、文化財保護法、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以

下、あわせて「古都関連法」と呼ぶ）に基づく開発行為への規制、施設の整備や土地の買い上げなどの措置をあげることができる。これらの法は、歴史的な遺産の保護や歴史的風致の保存を、直接の目的とするものである。

次に、地域のまちづくりを推進する施策に基づく取り組みである。こうした取り組みは、法による措置に加え、地方への交付金や公共事業や補助事業等の国の事業によっても行われていた。中心市街地活性化法による歴史的建造物である空き店舗の再生、まちづくり交付金や街なみ環境整備事業による歴史的町並みの街路の整備、歴史的建造物の再生などは、その代表的なものである。

こうしたまちづくり関連の施策は、地域の歴史的景観を重視することを必ずしも要件とはしていないので、ここで挙げた例は、事業の中で地方が独自に歴史的景観を重視した結果といえる。

さらに、国の施策だけでなく、地方公共団体が

独自に条例や要綱を定めて、歴史的景観をまちづくりに活かす事例もみられた。埼玉県川越市の「都市景観条例（昭和六十三年制定）」に基づく都市景観重要建築物等の指定や、神奈川県横浜市の「歴史を生かしたまちづくり要綱（昭和六十三年施行）」による歴史的建造物の登録や認定は、その代表例である。こうした地方公共団体の動きは、国による景観法の制定へと結び付いている。

従来施策は成果上げたが課題も

これまでの施策は、地域の歴史的景観を活かしたまちづくりに一定の成果を上げていたとはいえ、様々な課題も抱えていた。

まず、文化財保護法は、史跡・名勝、伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という）、文化的景観といった一部の文化財を除くと、地域における広域的な取り組みが困難であった。古都関



写真1 埼玉県川越市の町並み

連法も、法を適用できる地域が京都市、奈良市、鎌倉市等や明日香村といった特定の地域に限定されていた。また、両法とも、保存することに主眼が置かれており、歴史的景観を活用していくことに力点が置かれていなかった。

これは、法律の名称をみても明らかである。なお、文化財保護法には、活用についても規定されているが、その中身は「公開」や「表示板の設置」といった特殊な行為に限られている。

さらに両法とも、文化財保護や古都の保存において、国が主体的な役割を果たす形で、地方公共団体が主体的な役割を果たす形になっていなかった

た。もちろん、文化財保護法では、伝建地区や文化的景観を市町村が定めることが想定されていたり、古都関連法でも関係地方公共団体の意見を国が聴いたりするなど、地方公共団体の役割を重視していなかったわけではない。

とはいえ、まちづくりという点では、地方公共団体や地域住民の自主性が重視されることが理想で、両法の枠組みは、それを満足させてはいなかったように思われる。

まちづくり関連の施策については、前記したように歴史を重視することを必ずしも目的としなかったという問題があった。このため、施策の実施方法によっては地域の歴史遺産を失う危険性があった。また、歴史を重視した場合でも、そのための事業を施策の中で持続的かつ計画的に行いにくいという課題を抱えていた。

地方公共団体の独自の施策については、財源の問題などから、実施できるところに限られてしまうことや、行為に対する強制力や罰則といった措置が法的な拘束力を持たないという課題があった。

このため、後者については、平成十六年に景観法が制定され、その問題が解決されている。景観法では、法的な拘束力を担保しただけでなく、市町村（性格には景観行政団体）による景観計画や、地域住民による景観協定など、市町村や地域住民の主体性を重視する枠組が用意されている。

このため、地域の歴史的景観を活かしたまちづくりを進めることが十分に可能な枠組の法律といえる。とはいえ、景観法が求める「良好な景観」は、非常に幅広い概念であり、まちづくり関連施策と



写真2 神奈川県横浜市の要綱で認定されている歴史的建造物

同様、歴史的景観を重視することを必ずしも景観法の目的としなかったという問題があった。

このため、歴史を重視する場合に、良好な景観の核となるべき文化財が、必ずしも景観法のなかで明確に位置付けられていないことが、そのことをよく示している。

歴史まちづくり法の意義は

前項のような課題からみて、新たに制定された歴史まちづくり法がもつ意義は、以下のように整理できると思われる。

歴史まちづくり法では、一定の文化財（重要文化財、史跡・名勝、重要有形民俗文化財として指定された建造物、重要伝統的建造物群保存地区）を持つ市町村であれば、そのすべてが計画（歴史的風致維持向上地区計画、以下「計画」と略す）を立て、国の認定を受けられる可能性がある。

そして、そうした文化財のある区域だけに限らず、その周辺にある文化財の無い区域を含めた広い区域（重点区域）のなかで、市町村が計画を立

ることができる（計画の都市計画決定）。この市町村数の広がり、区域の広がり、歴史まちづくり法の最も特筆される点であろう。

歴史まちづくり法ではまた、計画を市町村が自ら立案する形になっていることも特筆される。そして、国が市町村の計画を認定した場合に、その計画の下につくられた「歴史的風致維持向上支援法人」に加われば、地域住民も歴史的風致の維持向上に関わり得ることも注目し値する。

さらに、歴史まちづくり法では、歴史的風致を単に保存するだけでなく、それを向上することに力点が置かれており、そのために幅広い行為の特例が認められている。加えて、計画に基づいて市町村が歴史を重視したまちづくりを持続的にに行い得ることや、計画のなかで、文化財のある重点区域を核として位置づけなければならないことも、歴史を活かしたまちづくりという点では、重要な意味を持っているように思われる。

歴史まちづくり法の運用上の課題

次に、歴史まちづくり法の施行にあたって、課題となると思われる事項を幾つか挙げておこう。

まず、国が市区町村の計画を認定するにあたって、その数を限定したり、過度に厳しい条件を付したりするようなことがないようお願いしたいということである。なぜなら、前述の通り、市町村の広がりや区域の広がり、歴史まちづくり法の最大の意義だからである。

次に、市町村の立てる計画によっては、文化財よりも、それ以外のものの整備が進んでしまうという恐れがある。例えば、歴史まちづくり法では、



写真3・4 先進的な歴史的町並みでは、歴史的風致の維持と防災を両立させるまちづくりが始められている。写真は、岐阜県恵那市岩村地区でつくられている防災用のパンフレットとその町並み

市町村は計画のなかで「歴史的風致形成建造物」を定め、その支援をできることになっている。この歴史的風致形成建造物には、国が登録した登録有形文化財の建造物や地方公共団体が指定した文化財（以下「登録文化財等」と略す）をあてても良いこととなっている。

けれども、場合によっては登録文化財等が特定されず、その他の建造物が特定される可能性もある。

建造物の歴史的な価値からいえば、登録建造物等の整備が優先的に進められるべきなので、こうした事態は明らかに歴史を活かしたまちづくりの理想とは矛盾しているといえる。こうした矛盾が生じないよう、国は計画の認定にあたって、市町村を十分に指導する必要があるだろう。

ところで、歴史まちづくり法では、市町村は計画の作成や変更にあたって、協議会を組織することができるとなっている。前記の矛盾が生じないようにするためには、市町村は協議会を設置し、そのなかに学識者等の専門家を加えることが望まれる。その上で、彼らの意見を尊重しながら計画の作成や変更を行うことが理想であろう。

このほか、歴史まちづくり法に対して、文化財に関わる専門家からは、文化財の過度な活用による歴史的価値の喪失や、歴史への誤解を招く行為（例えば、天守の無かった城跡への天守の新築）が増加するのでは、といった危惧の声が出されている。こうした危惧が現実のものとならないためにも、各市町村の良識が求められることはもちろん、国による計画認定に関わる指導や、協議会の意見が抑止力となることが期待される。

このように、歴史まちづくり法の良好な運用のためには、さまざまな課題がある。また、歴史まちづくり法は、文化財保護法や景観法など、これまでのさまざまな法律と密接な関係を有している。このことを考えると、法の運用にあたっては、モデル的な事例が、全国の市町村に示される必要があるように思われる。

そのためには、先行的なモデルとなる国の公共事業・補助事業の重点的な実施や、モデルを示す事例集の発行等が望まれるところである。



写真5 福岡県八女市の町並み

地域住民の活動支援する 仕組みも必要

最後に本稿の結びとして、歴史まちづくり法が普及した後に予想される、長期的な課題を展望したい。

歴史的景観を活かしたまちづくりには、地域住民の理解と協力が不可欠である。その点で言えば、歴史まちづくり法では、法人の一員として整備に加わることに他は、積極的に地域住民の活動を支援する仕組みが用意されていない。それが課題の一つである。

この解決を図るには、景観法の景観協定などとあわせた歴史まちづくり法の運用が望まれる。また、地域住民が市町村に歴史まちづくり法の運用

を促す立案をするような活動に対して、関係省庁の関連機関が持つさまざまな助成金などにより、それを応援する環境が整えられることが望まれる。

次に、個人が所有する地域内の多くの建造物の整備についても課題がある。歴史まちづくり法では、歴史的風致形成建造物であれば、個人所有のものでもその整備を公共が支援することはできる。しかし、広域な歴史的風致の形成のためには、それ以外の多数の個人所有の建造物の整備も必要である。それらの整備には、地域住民の自発的な協力が必要で、その解決をどのように図るのが課題となるように思われる。

この解決を図るには、個人が自発的に整備を行いやすい環境を整える工夫が必要になる。例えば、家屋の耐震改修を促進する政策では、市町村の計画に基づき個人が耐震改修を行った場合に、改修費用に対する所得税優遇が認められる形になっている。このような措置を、歴史的風致のために市町村が立てる計画に対しても適用することが、一つの案として考えられよう。

景観の維持・向上と 防災の両立も課題

耐震改修という点では、まちづくりの中で整備される歴史的建造物についても、それが必要である。ところが、耐震改修と歴史的風致の維持を両立させるには、技術上のさまざまな工夫が必要になる。こうした工夫は、耐震改修に限らず、安全性を確保するための他のさまざまな措置についても同様である。このため、歴史的風致の維持向上にあたっては、この解決を図る必要がある。これ

がもう一つの課題になる。

この解決を図るには、市町村が行う災害対策等の防災計画と歴史風致のための計画が、連携できるような仕組みが必要である。実際に、先進的な地域ではその取り組みが始められている。伝建地区である岐阜県恵那市の岩村地区はその例である。

将来的には歴史まちづくり法の計画については、防災用の施設が歴史的風致の向上に貢献するなど、防災計画と連携することができるよう、それを法の規定として明確化することが理想であるように思われる。

最後の課題は、歴史まちづくり法の対象とならない市町村、すなわち重点区域が設定できない市町村が行う歴史的景観を活かしたまちづくりについてである。市町村や区域の拡大という点でいえば、こうした市町村の計画や措置も応援できるようにすることが理想である。

この解決を図るには、重点区域があらかじめ設定できなくても、市町村が計画のなかで整備を行いながら重点区域の形成を目指していくような手法も、歴史まちづくり法の施策の中を含めていくことが望まれる。

実際に伝建地区をみると、市町村が地区決定の前に一定の整備を進めたことによって、地域住民の広い理解が得られ、地区決定の促進が図られていることも多い。福岡県八女市はその例である。法の見直しを行う時には、こうした改正が図られることをぜひ望みたい。

これらの課題の解決がすべて図られたとき、日本の集落・町並みは、かつてあったような美しい姿を取り戻しているに違いない。



「北の中世都市」へまちづくり始動



教育委員会 生涯学習文化財グループ ● 小林 真

上ノ国町は、北海道函館市を中心とする渡島半島の西方、民謡「江差追分」で有名な江差町と最北の城下町松前町の間に位置する。人口は六千三百人余り。田園地帯が広がるどこにでもあ



自然の地形を利用して築いた山城「史跡勝山館跡」

るような、のどかで小さな町である。

しかし、この「小さな町」が北海道のどこにもない、中世の輝かしい歴史をもっていることは、まだ知られていない。実は、上ノ国町では一九七九年（昭和五十四年）から三十年余りにわたり、文化庁の支援を得て「国指定史跡勝山館跡」の発掘調査を地道に進めてきた。

その結果、今からさかのぼること約五百三十年前の中世（室町時代・安土・桃山時代）の時代に、そこで豊に暮らす人々がいたことが明かとなったのである。

勝山館跡は国の指定史跡で、松前氏の始祖武田信広―後に、蠣崎氏の娘婿となって蠣崎氏を名乗る―が一四七〇年ごろに自然の地形を利用して築いた山城である。

勝山館に居を構えた蠣崎氏一族は、一六〇〇年ごろまで上ノ国の湊を拠点に日本海交易を活発に行い、政治・経済・文化・軍事の中心地として勢力を拡大し、約百三十年もの間、殷賑を極めたのである。



史跡勝山館跡の模型

■ 往時の日本海交易を語る 多数の出土品

発掘調査により、当時の様子をうかがわせる出土品は約七万点にも及んでいる。遺物は、磁器・陶器・土器・土製品・ガラス製品・木製品・石製品・金属製品・骨角製品など多岐にわたる。

紹介したこれらは一部であるが、当時の北海道南西部と日本海沿岸各地との交易や、この地に居住した人々の生活を復元する上で欠かせない資料として評価された。

また、北海道における室町時代・安土・桃山時代の「和人」の活動拠点の実態、さらに当時のアイヌの人々との関係を考える上でも貴重であると評価され、二〇〇八年に国の重要文化財に指定された。

上ノ国の町自体も、一六七八年に檜山奉行所が江差に移るまでの約二百年間、道内の日本海側で「二番大きな町」として繁栄し続けたのである。

■ 道内で最古の民家や建造物が佇む

上ノ国には、中世の時代に形成されたと思われる上ノ国市街地遺跡が残されている。その一面に、



築百八十年以上を経てニシン番屋の原型をとどめる北海道最古の民家、「国指定重要文化財旧笹浪家住宅」が静かに佇んでいる。

イロリの自在鉤（かぎ）に吊された鉄瓶から湯気がのぼり、カマドから真っ黒に煤けた梁組まで立ち上がる煙が、遙か遠い時代の記憶を呼び覚まし、どこか懐かしいものに出会ったような気分にさせてくれる建物だ。

それに隣接するように、上ノ国を見守り続ける総鎮守、上ノ国八幡宮が建立されている。

上ノ国八幡宮自体は明治九年の建立だが、本殿は今年、専門家に調査を依頼した結果、一六九九年（元禄十二年）に造り替えの北海道最古の建造物であることが明かとなった。

約三百年以上前の昔から長い間、村人たちが大事に守り継いできた貴重な建物なのだ。

上ノ国八幡宮の隣は、本堂が一七五八年（宝暦八年）建立という、これもまた道内最古の仏堂建築「国指定重要文化財上國寺」である。

上國寺は、松前藩初代の松前慶広が祖先の武田（蠣崎）信広の菩薩を弔うために開創した、と伝えられている。

■ ツアー客誘致で近隣市町とも連携

上ノ国町では、総合発展計画の柱の一つに北海道に類を見ない歴史・文化に着目し「歴史を生かしたまちづくり」を謳っている。

旧笹波浪家住宅・上ノ国八幡宮本殿、上國寺と連続して立ち並ぶ古建造物群を、できるだけ当時の面影を残し、復元しようと考えている。

それに併せ、中核都市函館市を起点としたツ

アー旅行客の誘致活動も進めている。また、広域的な取り組としては、同じく歴史や文化を観光資源としている「江差町」や「松前町」とも連携を強化しているところだ。

しかし、現在の取り組みや行政組織の中に問題がないわけではない。私は、そのまちの成り立ちや歴史・文化を知ることこそ、まちづくりの原点だと感じている。

ともすれば、自分の町も含め多くの財政難に苦しむ自治体は、ここぞとばかりに文化財予算を削減しようとする。こうした現状の中で、いかに先人の足跡を重んじ、子々孫々に継承すべき大きな使命を担っているかを理解していただくことが大切なことだと思っている。「温故知新」。聞き慣れたことわざではあるが、まちづくりの一つのキーワードだと確信している。



300年以上守り続けてきた上ノ国八幡宮

市町村は、文化財行政と町づくり行政の協働により、文化財を中心として形成される歴史的風致を活かしたまちづくりを推進し、国が地域の取り組みを積極的に支援することにより、国及び地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承を図る。これが文部科学省（文化庁）・国土交通省・農林水産省の三省で共管法としてつくられた「まちづくり法」の概要である。

■ 後世に喜ばれる「財産」を 北の大地に

上ノ国町では、冒頭で述べたように、中世の時代に形成されたと思われる上ノ国の市街地の一面に、「北海道最古の民家」「北海道最古の建造物」「北海道最古の仏堂建築」が連立して立ち並んでいる。この資源を活かしたまちづくりがようやく動きだそうとしている。

「北海道最古の民家旧笹浪家住宅」は、二〇〇二年に文化庁の補助をいただき、ほぼ完全な形で復元された。また「北海道最古の仏堂建築上國寺」も文化庁の補助を得て二〇〇八、二〇一〇年の三カ年の予定で、事業着手することが決まっている。

あとは、「北海道最古の建造物上ノ国八幡宮本殿」の復元と公開活用を積極的に進め、誘客戦略を展開する上で必要不可欠な駐車場の整備である。是非「まちづくり法」の適用をいただき、後世に喜ばれる財産として継承したいと考えている。

北の大地にしっかりとしたまちづくりの根をおろし、これからも「北の中世都市」から熱いメッセージを発信し続けていきたい。



景観施策で「会津若松らしさ」醸す



建設部都市計画課 景観グループ ● 物江隆之

会津若松市は福島県の西部、会津盆地の南東に位置し、磐梯山や猪苗代湖、阿賀川など、とても豊かな自然に恵まれたまちである。

「あいづ」という名は、古事記や日本書紀などにも「相津」と記され、東と北の出会い重要な接点として位置づけられていたことに由来すると言われている。また、会津は、明治維新によって武家支配が終焉を迎えるまで、中央と地方（奥州）との政治勢力が拮抗する一大拠点であった。

産業面では国内有数の観光地としての観光産業や、四百年以上の歴史を持つ会津漆器、清酒、会津木綿等に代表される伝統産業から、最先端技術であるIT産業まで、他に類を見ない幅の広い産業がそれぞれの分野で活躍しており、「伝統と先端技術の交錯するまち」である。

■ 戊辰の役で多くの武家屋敷は消失

上杉景勝公が藩主であったころは、会津百二十万石と言われるが、現在の会津若松市街区の原型は、四百年余り前、蒲生氏郷公の功績によるものである。城下町ならではの道の形状「鉤（か

ぎ）」は、通常、城に攻め入りがたい形状とするが、若松城下は天守閣からおおむね北に広がり、地形により東から流れ込む生活用水を有効に活用するため、街区を南北方向にずらしており、お城に向かう通りからは天守閣を望むことができる。

会津といえば、幕末の白虎隊に代表される「悲劇の舞台」として有名であるが、われわれ景観行政を携わる者たちにとっても、未だその「悲劇」に悩まされる。

会津若松には、一八六八年戊辰の役の戦火によって、城下町を代表する武家屋敷などの古い建物がほとんど残っていない。当時二十三万石を誇った城下町であるので商家などの建物は相応に存するが、いかにせん点在している状況である。

このような中、本市景観条例（現在独自条例）は平成三年（一九九一年）度に制定され、その理念を「市民一人ひとりが調和のとれた個性豊かな会津若松らしい景観を『まもり』『つくり』『そだてる』」ものとし、市民主体のまちづくりを提唱している。

本市には歴史的景観指定建造物が、登録物件を

含め九十件ほど存する。由来的には戊辰の役の爪跡が残る建物や、野口英世博士ゆかりの建物、旧銀行跡や現役の酒蔵など、外観的には黒漆喰土蔵の並びや大規模な洋風建築の並びなど、重厚感に満ちた立派な建物ばかりで、まさに会津の顔だ。これらを所有する方々は、地場産業の経営者が多く社会経済状況のあおりを受けやすいし、建物が古いため維持費も嵩むことから、保存するには大変な労力を伴う。

■ 景観条例は「つくる」ことを重視

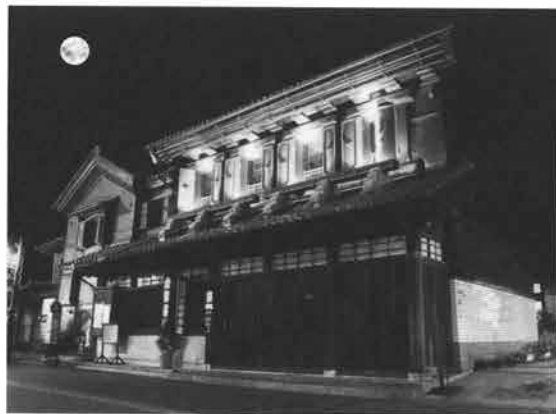
地域の宝といっても過言ではないこの歴史的景観指定建造物を、助成制度を活用していただきながら、所有者とともに「まもり」、生活文化の香りを醸しつつ、いかに活用するかが今後の大きなカギとなる。

歴史的建造物は数に限りがあり、しかも点在しているため、景観条例は「つくる」ことを重要視している。

件数的にも「つくる」もののほうが遥かに多いからである。点在する歴史的建造物を堅固に保存し、これら景観の核に対し、個性豊かに調和を図る。難しい



旧郡山橋本銀行若松支店付近



歴史的景観指定建造物（福西本店）

テーマだが、地域住民みんなで考えれば答えは出る。

本市では「景観協定の認定制度」（住民協定）を有効に活用いただき「景観からのまちづくり」

を進めており、現在十二区域を認定している。その景観協定のうち、模範的な答えを出したのが、七日町通りにある三つの景観協定である。

七日町通りは総延長が約一キロで、歴史的景観指定建造物は登録建造物を含め十一件。これらをつなぐ商家を中心に、住民協定を締結し、七日町の個性を重んじた建物修景を図っている。その結果、一時期は通行人のなかった通りが今では、「まちなか観光」のスポットとして、大勢の観光客が訪れ、入り込み数も右肩上がりである。

■景観施策の目的は「観光」ではない

一方、本市景観施策は、観光を主目的とするものではなく、市内全域に渡り、市民が主体的に景観形成を図ることによって、そこに住む人々が快適で潤いのあるふるさとを創造することを目的としている。

先ほどの十二協定のうち、商業系ではなく、住



歴史的景観指定建造物（洪川問屋）と景観協定（七日町通り下の区町並み協定）

民の住民による住民のための景観協定を二つの区域で締結している。営利によらない住居系景観協定の存在こそが、本市景観施策の意義を提唱している。今後、この数を伸ばすよう住民意識の醸成に努めていくことこそが、本市景観行政の責務であると考ええる。

「そだてる」——地域の個性を表現するには、そこに住む人々がそのまちを愛すること、誇りに思うことが重要な要素である。地域コミュニティが成り立ってこそ、その地域に個性が生まれると考えるからである。本市景観行政における「そだてる」は、景観形成に寄与する「活動」を指す。

通り沿いの空き地に花を育て、人々に安らぎを提供している方々、通り全体で各店先の一角をギャラリーに見立て、昔から伝わるその家のお宝を季節にあわせたテーマをもって飾り、歩く人々に楽しさを提供している方々など、このような活動も会津若松市の宝である。

このような微笑ましい地域の活動に対し、表彰制度でPRし、新たな活動の発掘や拡大、そして新たな展開を期待し、地域コミュニティ形成を後押ししている。市民の景観に対する配

慮に大きな影響を及ぼす大規模な行為に対し、周辺景観に調和した計画となるよう誘導している。届出基準は市全域高さ十メートル以上とし、個人住宅、店舗以外は殆ど届出が必要となる大変基準的に厳しいものとしている。

■住みよい誇りある町を次代へ

本市も中央資本の流入により、企業カラーと称する全国一律なデザインを掲げる企業の進出が後を絶たない。もちろん、ほとんどの企業に協力いただき、城下町の趣きに配慮している。

しかし、一部において条例の理念よりも法的根拠に争点を置く企業が急増しているのも事実である。せっかくの市民の皆さんの取り組みを踏みにじられてはならないとの思いから、現在の自主条例を法委任条例へと、本市景観行政のセカンドステージを展開していきたい。

冒頭に述べたように、本市には会津藩二十三万石の城下町としての武家屋敷や古い町並みはほとんど残されていないが、会津の歴史と文化はわれわれの中に脈々と引き継がれている。

「歴史まちづくり法」は、文化財行政とまちづくり行政との協働による、初めての国の施策であり、本市の今後のまちづくりにとっても力強い支援になると考えている。

本市のまちづくりは、「誇りあるふるさと会津若松」を次世代へ継承するものであるとともに、市民の皆さんにとって住みよい町となるものでなければならぬ。歴史まちづくり法が、歴史的風致の維持と地域の活性化に大いに活用されることを期待したい。



交易の中継地・佐原の繁栄偲ぶ建物

■「小江戸」と呼ばれた商都・佐原

千葉県北東部に所在する香取市佐原は、かつては「小江戸」と呼ばれた商業都市である。江戸時代前期、幕府による利根川の東遷が完了し、大型の高瀬舟などが航行するようになると、東北地方からの輸送の中継地となる。

江戸時代後期ごろには戸数千六百十三軒、人口五千六百四十七人を数え、利根川下流随一の河港商業都市として繁栄し、「お江戸みたけりや佐原へござれ」と称されるほどの活況を呈していた。

佐原の町並みは、利根川支流の小野川兩岸とこれに交差する通称「香取街道」沿いに広がっている。町並みには、実測によって日本地図を作成した伊能忠敬の旧宅（国指定史跡）を始めとして、千葉県指定建造物が八件所在し、往時の隆盛を偲ばせる歴史的な建築物が数多く残されている。

平成八年に関東地方で初めて重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に選定された町並みには、年間四十万人ほどの観光客が訪れている。

建設部都市計画課 事業推進班主査 ● 吉田博之



樋橋と小野川沿いの町並み

と敷地形態に起因して、小野川沿い、香取街道沿い、下新町通りで様相の異なる町並みが形成されている。

佐原の町並みを南北に縦貫する小野川は、河港商業の中核である。この界限には米問屋や醸造業を営む店が集まり、比較的大規模な寄棟妻入りの平屋や二階建ての建物が多い。切妻平入り二階建ても若干見られるが、いずれも道路側へ瓦屋根を葺き下ろしている。敷地は小さきまでであるが、

佐原の町並みには、江戸時代後期から昭和初期にかけての建造物が混在している。町屋は時代・家業・敷地形態によって形式が異なり、殊に家業

香取街道沿いよりも広い。

香取街道（通称）は、町並みを東西に貫く道路である。この街道沿いには、日用品の小売りと卸商を兼ねる店が多く、比較的小規模な切妻平入り二階建ての建物で概ね構成されている。建物は一階に半間の下屋庇を設け、敷地は間口が狭く奥行きのある形状である。軒先や棟が整然と連続し、調和のとれた景観を見せている。

下新町通りは、伊能忠敬記念館駐車場前面の道路である。この通りには、醸造家や地主の屋敷が多かったことから、建物は比較的大きく敷地も広い。塀に囲まれた屋敷もあるなど、他とは様相が異なっている。

■修理に際し古色塗りはしない

佐原市歴史的景観条例が施行された平成六年から建造物の修理と修景事業に着手する。同九年以降は重伝建地区内において文化庁の補助を受け事業を実施し、十七年には国土交通省の街なみ環境整備事業を導入し、それまで単独予算で行ってきた景観形成地区（景観地区）を中心に事業を開始した。これまでに重伝建地区で九十三件、景観地区で三十九件の建造物を修理・修景している。建物の修理および修景は、詳細な基準と時代を設定



下新町通りの町並み



小江戸佐原の骨董市 (上)、倉活用を活用したワークショップ (下)、まちづくり交付金

佐原の町並みは、東西南北に細長く、しかも集客力のある店舗や公共施設の多くが中心部に立地しているため、周縁部になかなか人が流れないという悩みを抱えている。十数年来あまり変わらないこの状態は、周縁部における町並み保存意識の低下という事態を招いてしまっている。

■周縁部での意識低下に対応

していない。建物が建てられた以降の年代で、その特徴を最もよく示していた姿の再現している。多様な建物で構成された町並みと修理に際し古色塗りを行わないことが佐原の特色である。



学生プロポーザルによる修景事例、町なみ環境整備事業

そこで、周縁部の一つで骨董市^(注1)を開催し、中心部から人を流す取り組み、まちづくり団体^(注2)と協働して普及啓発イベント^(注3)を行い、建物内部などを公開^(注4)すること、歴史的な町並みの良さを再認識してもらう取り組みなどを行っている。

その結果、骨董市の開催日に、月に一度だけ営業する店舗ができるなど、徐々にではあるが効果が表れてきている。

また、大学と連携を図って、空き家の活用や公共施設の修景整備なども実施している。空き家の活用は、前述の普及啓発イベント^(注3)から発展したものである。現在は、長期的な視点で再生や賑わいの創出を試みて、倉や空き店舗を活用したワークショップ、地元産米を使用したオニギリ販売などを行っている。^(注5) 公共施設の修景には、大学生の柔軟な発想が生かされている。プロポーザルを実施して選定した作品を基に、これまでに三件の修景整備を実施している。^(注6)

■文化財や史跡の耐震化が急務

官民協働で歴史的資源を活用したまちづくり進めてきたが、近年は大学との連携を深めたことで三者が協働する体制を整えつつある。今後は協働体制を強固なものとして、地震に強いまちづくりや街なか居住の促進などの課題に対処していく。

特に、軟弱地盤上に形成されている佐原の町並みは、指定文化財や史跡を含めた建物の耐震化が急務である。歴史的景観を損なわない耐震補強方法確立のために、歴史まちづくり法の活用も視野におき検討を重ねていきたい。

注：

- (1) 「小江戸佐原の骨董市」。町並み東端に所在する八坂神社で、毎月第一日曜日開催。平成18年6月の開始以来、延べ44,065人を集客した。香取市とNPO法人小野川と佐原の町並みを考える会の共催。
- (2) NPO法人小野川と佐原の町並みを考える会、佐原おかみさん会
- (3) 芸術文化振興基金による「佐原の町並み建物特別公開」。同時に、空き家を利用した研究発表、町歩き地図のコンペなども実施。
- (4) 2日間限定の実験店舗。大学生が、佐原らしさや、建物の魅力を引き出したことで予想外の反響があった。ある大学のコンセプトは、まちづくり団体に受け継がれ、翌年も継続して実施されている。また、このときの概要は、窪田亜矢「空き家の活用がまちなみの再生をもたらす」「まちをよみがえらせる地域建築資産活用術」地域建築資産活用研究会2008に詳しい。
- (5) まちづくり交付金による「賑わい空間創出事業」。3大学2チームで、3件の空き家を活用している。
- (6) 街なみ環境整備事業による修景。東電地上機器、イベント用電源ボックス、若松町緑地を修景。



普及啓発イベント (佐原の町並み建物特別公開)



「旧東海道」の風情を核にまちづくり



教育委員会 まちなみ・文化財室 室長 ● 嶋村明彦

亀山市は、三重県の西北部に位置する。地域の西部は鈴鹿山地に含まれ、一方東部は伊勢平野の東北端を構成している。鈴鹿山地は三重県と滋賀県、また三重県伊賀地方との境を成し、古来は伊勢・伊賀・近江の国境となっていた。

現在の亀山市は、平成十七年一月、旧亀山市と旧関町が合併し誕生したもので、平成十九年三月に策定した「第一次亀山市総合計画」では、市の目指すべき姿を「豊かな自然・悠久の歴史 光とさめく亀山」と定めている。

■ 古来より東西交通の要衝

当地域は古来より、東西交通の要衝として栄えてきた。古代三関の一つに数えられる「伊勢鈴鹿関」は、壬申の乱（六七二年）の折、大海人皇子（後の天武天皇）が守りを固めたことで知られているが、近年発掘調査によりその一部が確認された。

平安時代には、都（京都）から鈴鹿峠を越える街道が開かれた。江戸時代には、このルートを基本として東海道五十三次の宿駅が整えられ、市内

では「亀山宿」「関宿」「坂下宿」の三宿が整えられた。

「東海道」は、亀山市の歴史・文化の核となっているだけでなく、道路網、都市構造などを規定する物理的な軸でもある。

合併前の両市町では、それぞれ地域の特色のある歴史・文化を保存し、活用する活動を積極的に行っていた。

旧亀山市においては、その中心市街地が、東海道亀山宿であるとともに、伊勢亀山藩の城下町を兼ねていることもあり、「亀山城」がシンボリック存在であった。

「旧亀山城多聞櫓」（県指定史跡）、「亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡」（市指定史跡）は、その代表的な文化財である。平成十六・十七年度には、埋蔵文化財調査の結果に基づいて、城郭の一部として「亀山城二ノ丸帯曲輪」の復元を行うなど、亀山宿・亀山城に関係する歴史・文化遺産の保存整備が進められてきた。

旧関町では、その中心市街地が東海道関宿であ

り、宿場町の面影を色濃く残す町並みが残されていたことから、昭和五十五年に町並み保存条例を定め、以来東海道で唯一とされる伝統的建造物群の保存に取り組んできた。

昭和五十九年には、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。また、坂下宿から鈴鹿峠にかけては、当時の峠道がほぼそのままの形で残されており、「東海道・鈴鹿峠越え」として「歴史の道百選」に選ばれている。



関宿全景、町並み中央を東海道が通る



関宿の町並み。道路右手は旅館玉屋

■「東海道歴史文化回廊」の創出

市町村合併は、旧市町が行ってきたそれぞれ特色のある歴史的資産を活かしたまちづくりを、それぞれ別個のものとして進めていくのではなく、一体のものとして結びつけていく必要性を生むとともに、新たな市の一体感を醸成し、まちづくりを進めていく上での軸となる「東海道」の重要性を高めることとなった。

市では、「第一次亀山市総合計画」において、「亀山らしい景観づくりとネットワーク型の地域資源の活用」として、「東海道歴史文化回廊」の創出を都市形成の考え方の中に位置付けている。



三重県で唯一現存する城郭建造物「亀山城多聞橋」(中央)

「東海道歴史文化回廊」は、市域全体に点在する歴史・文化・自然遺産を、東海道を基軸として回廊状につないだものであり、その形成に向けた具体的な取り組みを整理するため、平成十八年度に「東海道歴史文化回廊」の創出に関する方針を、また平成十九年度には「東海道歴史文化回廊」保存・整備基本計画」をそれぞれ策定した。

「東海道歴史文化回廊」の創出に関する方針では、「遺産」から「資産」へ「遺す」から「活かす」への展開を東海道歴史文化回廊のキャッチフレーズに定め、これを実現するための三つの段階を、次の通り整理した。

①物語の創造(点から線へ)

地域の「点」としての歴史文化遺産を、多様な物語でつなぐことで「点から線へ」と展開し、より多くの市民がその価値に気づき、資産とし

て活用しやすくする。

②歴史文化資産の景観としての体感(面への展開)

歴史文化資産を、それらを育んできた周辺環境と調和した景観として体感できるよう、周辺環境と一体的に保全する。

③遺産から資産としての活用(まちづくりへの貢献)

市民や地域が関わる中で活用していくことで、歴史・文化を活かしたまちづくりを進める。

■歴史文化を活かしたまちづくりの好機

こうした「東海道歴史文化回廊」の考え方は、「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」(平成十九年十月三十日)における「文化財を総合的に把握するための方策」と強く結びつくものであると考えている。

「歴史まちづくり法」においては、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義している。

東海道及びその宿場町で展開された人々の生活、旅人をもてなす活動、旅人によってもたらされ、あるいは各地に伝え広められた文化は、東海道上に残る歴史・文化遺産と一体となって、当市の重要な「歴史的風致」を形成していると思われる。

「歴史まちづくり法」の制定と、制定がもたらす人々の意識・意欲の向上は、「東海道」に代表される当市の歴史文化を活かしたまちづくりを進める好機であると大きな期待を寄せている。



住民と協働で伝統的町並みを保存



総合政策部 世界遺産推進室主事 ● 松澤那々子

小浜市は福井県の南西部、若狭地方のほぼ中央に位置し、北には入り組んだリアス式海岸をもつ若狭湾、南は山間地域の滋賀県に挟まれている。

若狭湾周辺は海流と海流がぶつかり、豊富なプランクトンによって海産物が醸し出され、平地や山間で育つ農産物とともに、多くの「自然の幸」がもたらされている。

山間には、国宝や重要文化財に指定された中世寺院があり、小浜湾周辺には中世から近世にかけて整備された城下町が現在もよく残されている。

「町並み保存」機運高まり 合意形成へ取り組み

当地で「歴史的な町並みを残したい」との声が上がったのは、平成元年（一九八九年）のことである。「三丁町」と呼ばれる茶屋町には、茶屋建築の手摺、縁、意匠を持つ建造物が残されており、小浜料亭事業協同組合から「それらをまとめて保存できないか」との働き掛けがあった。

小浜市では、平成二年に京都工芸繊維大学、福井大学、福井工業大学の三大学合同で家屋調査を実施した。その結果、丹後街道を中心として発展

した町並みが、文化庁の重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重伝建」として選定可能であるとの評価が得られ、平成五年以降、住民への説明会などを開催、町並み保存への理解を進めてきた。

平成七年には、住民組織の小浜西組歴史的地区環境整備協議会（以下、「協議会」）も発足し、ガイドマップ作成、地区案内看板設置が実施されるところに、市では、明治中期の町家を現代的生活のモデルハウスとして修理・再生した町並み保存資料館を平成九年に開館した。

都市計画部局では、平成七年に「小浜まち景観賞」を立ち上げ、建造物・活動部門等の表彰により、市民や建築業者の理解を高めた。

平成十年には「伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定したが、保存地区決定の際には地区住民の同意が得られず、同十四年度から小浜西組地区を対象に市単独で外観修理などに補助する歴史的景観形成助成事業を開始。地区住民の理解をもつて、伝統的建造物群保存地区制度による地区指定を検討することとなった。

市では、平成十九年に地区住民の合意が図られ

るまでの間、元料亭「酔月」を活かした食の施設。町並みと食の館の開館、庁内体制を充実させるための町並み保存対策ワーキング部会を立ち上げ、協議会と協働した区説明会や戸別訪問による説明を頻繁に実施してきた。

平成十七年三月には市の景観条例を制定し、十七、十八年の二カ年にわたって景観計画を策定し、「歴史まちづくり法」の重点地域と考えている小浜西組、遠敷・松永地区は、景観形成地区として位置づけた。さらに、景観を推進させる上で、十七年十月、小浜市は福井県内の先駆けとして「景観行政団体」にも認定されている。

重点3地区で 新法の活用を検討

小浜市では現在、三つの地域を重点区域として歴史まちづくり法の活用を検討している。

その地域とは、①今年六月に国の重伝建に選定された小浜西組地域、②中世の社寺建造物群

と人々の崇拜

の対象となつ

た山々の地域

で「世界遺産

暫定リスト」

を目標してい

る地域、③現

在、鯖街道と

呼ばれる京都

まで鯖を運ん

だ街道周辺地

域の三区域で

ある。



小浜西組地域にある三丁町



戦国時代に築城された国史跡・後瀬山城跡

これらの地域を中心に歴史まちづくり法と併せて、今年度、文化庁に採択された文化財総合的把握モデル事業を活用しながら、小浜市全域に埋もれている豊富な歴史・文化の保存や自然の保護システムを構築し、あらゆる課題を解決していきたいと考えている。

以下、重点三地区の現状をご紹介します。

■住民との協働で 電線の地中化なども検討

●小浜西組地域

小浜西組地域は、国史跡・後瀬山城跡と山麓に広がる町並みで、門前町、街道沿いの商家町、茶屋町、山麓に配置された寺社で構成されている。

町並みを活かしたまちづくりに取り組んできた協議会は、女性や若年層も参画し、活動している。住民意識を高めるために、地区内の情報誌「町並み月報」を発行し、平成二十年九月で五十号を数えた。

また、地域活性化・建築部会などの立ち上げや、小浜西組まちづくり基本行動計画策定委員会でのまちづくり計画作成が進められ、今後の地域の活性化やまちづくりなどが検討されている。

さらに、地域内には小浜いきいきまちづくり委員会から木製室外機カバーの寄付がきっかけとなり、多くの室外機カバーが取り付けられた。

地域内には、地域周辺の海岸や道路などの清掃実施や納涼祭の復活など、地域の活性化に貢献している伸びゆく西部をつくる会、消防団とは別に防災委員を立ち上げた小浜地区区長会といった団体もあり、消火器点検や防災研修などの自主的な活動が進んでいる。

市では今後、地域住民と協働しながら、主要道路の電線の地中化、街路のグレードアップ、防災設備の整備と併せて、朝夕の通勤・退社時間の交通量を解消するため、一方通行や時間帯の通行制限など交通規制、さらに地区内を散策する観光客のための案内板設置やガイドマップ作成などのサイン計画を検討している。

●中世社寺建造物群地域

森の郷なかなた産物組合では、市のふるさと文化財の森センターを中心に、檜皮や茅といった植物性資材の栽培に努め、普及啓発活動に取り組んでいる。活動内容としては、専門家を招いて、茅刈りの体験型講習会などを開催し、重要文化財建造物の維持に貢献している。

また、積極的なソフト事業を展開している小浜市世界遺産登録をめざす会は、講演会開催、写真パネル展示に合わせた釜入り茶の振る舞い、ニュースレター配信を行い、市内外に対し、文化財の大切さを伝えている。

これらの活動を通して、保存が危ぶまれる各寺社の旧境内地や神体の山々を維持するため、市では、旧境内地範囲確認のための発掘調査および史

跡指定の推進・保全策の検討や、ボランティアなどによる山林を維持するための木竹伐採にもつなげていきたいと考えている。

■街道沿いのボランティア 活動も積極支援

●「鯖街道」周辺地域

海の幸が豊富で湊に適した地形だったことから、小浜は大陸や日本海側の物資集積地として発展した。政治の中心だった奈良や京都に日本海側から最も近かったため、現在も「鯖街道」と呼ばれる流通・生業の景観が色濃く残されている。

近世に魚市場として繁栄した上市場、下市場の今宮区、漁港、遠敷などの市場、そして市場を展覧させた若狭一の宮の若狭彦神社・姫神社などが、それらの要素を保ちながら現存している。足をのばすと、鯖街道沿いにそれらとも関連する若狭町熊川宿地区（重伝建）がある。

現在も伝統的な町並みが残る遠敷地区では、遠敷地区区長会を中心に遠敷地区いきいきまちづくり委員会が運営され、郷土史の勉強や記録維持、遠敷まつりの存続に努力している。

また、街道全域に活動しているボランティア団体・鯖街道歴史研究会では、小学生から高校生を対象に、毎年二泊三日で小浜から京都を往復する鯖街道キャンプウォークを実施し、若年層を育成している。

市では、これらの活動をさらにバックアップし、現在、雑然とした景観となっている小浜漁港周辺や、存続が危ぶまれる針畑越峠道への導入地域・上根来地区などの整備を検討していきたいと考えている。



堀の歴史に注目し、埋め立てず再生



協働政策部地域文化課専門員

● 奈良俊哉

「八幡商人」繁栄の基礎 築いた水運の拠点

近江八幡市は豊臣秀次が八幡山に居城し、開町した城下町に基礎を置いている。しかし、秀次死後の八幡町は幕府の直轄地となり、代官がおかれ城下町から在郷町へと変化した。

特に築城と共に開削された堀は、両端を琵琶湖とつなぎ、湖上水運の拠点として利用され、八幡商人が繁栄する基礎となったのである。八幡堀と琵琶湖が繋がる一帯は、琵琶湖独特の地形である「内湖」と呼ばれる琵琶湖に接したもう一つの湖が形成されている所で、ここでも「大中の湖」や「津田内湖」と呼ばれる内湖が存在していた。

この内湖の周辺は、湿地帯となっており、良質なヨシが生育し、四百年以上前の中世頃にはすでにこのヨシを生業とする「ヨシ問屋」が存在、近江八幡のヨシを、琵琶湖の最北端に運び、ヨシ屋根の材料として裁いていた記録がある。

ヨシは刈り取った後、火入れをして次の芽吹きを待つということを毎年繰り返すことによって良質なヨシを育て上げることができる。近年、需要が減り刈り取らないヨシ地も出てきたが、このよ

うなどころには良質なヨシは育っていない。戦後の経済成長により、近江八幡においてもモーターゼーシヨンの波が打ち寄せた。昭和四十年代頃から、それまで交通の主流だった湖上交通に代わり、自動車普及しはじめた。これにより



時代劇のロケにも使われる琵琶湖に繋がる「近江八幡の水郷」

八幡堀の使命が忘れ去られ、以後、八幡堀は「ゴミ溜め」へと変化してしまうのである。

「ヘドロとゴミの堀、 駐車場案も一時は浮上

元々、流れなどない八幡堀はヘドロとゴミが積り、公害の源となってしまうた。これを解消するため、八幡堀を埋め立て駐車場や公園として再生する計画が持ち上がり、実行に移されようとしていた。多くの町の場合は、この時点で堀を埋めて道路となってしまうのである。

しかし、これに反対する市民運動が起きた。

八幡堀を近江八幡市民のアイデンティティとして捉えようとするグループである。彼らは八幡堀の歴史に目を留め、その本質に迫ることによって、八幡堀を再生しようとしたのである。

これには多くの市民の賛同を得ることができ、市・県・国などの行政を動かし、埋め立てから再生事業へと変えることに成功し、今日の八幡堀の姿をみることができるようになったのである。

この時の運動は、単に堀だけでなく、堀と一体となっている八幡商家の町並みも保存の視野に入っていた。当時、八幡堀の再生運動を行っていた「八幡堀を守る会」のメンバーも町並み保存運動に加わった。以来、八幡堀と八幡商家の町並みは、市民運動による保存活動というスタイルによって展開され、今日につながっている。

この運動が長続きし、さらに堀や町並み以外の所からも運動に参加している方がいるのは、単なる風景や昔を懐かしむといったノスタルジアではなく、近江八幡市のアイデンティティとして堀や町並みが欠かせないもの、という認識が人々の



時代劇のロケにも使われる新町通りの町並み

心の中に共通項として生まれてきたからであると考えている。

近江八幡市のまちづくりは、こうして民間主導から始まったと言える。また、八幡堀再生運動の成功により、この運動に関わった人々は、今度は自分たちが住む地域で「地域づくり」として景観や環境問題に取り組み、近隣景観形成協定地区を県内で一番の多く抱える都市となり、十三地区中

七地区が歴史や文化を前面に押し出したまちづくりを行うことにしている。

■歴史・文化を大切にしたまちづくりを継続

これはやはり、近江八幡市内でまちづくりを行うに当たっては、地域が元々大切にしてきた歴史や文化を無視することはできないからである。

伝統的な家屋があるところでは、ここにある伝統性を市民自らが研究し、良いモノは良いとして活用し、また新しい市街地等は伝統的なモノへのプロローグとして、いかにあるべきかを考えている。そして、総合的に新しい町づくりの第一歩をこれから踏み出そうとしているところである。

以上のように、近江八幡市では基本的に歴史や文化を大切にしたまちづくりを行っている。しかし、それだけではなかなかうまく行かないのが現実である。

そこで、新法である景観法を利用して景観を規制し、ヨシ産業によって保護されてきた地域を文化財保護法による重要文化的景観として、文化財として保護する方針としたのである。

また、文化的景観地区に広がる農地については、積極的に農地の保護を行うため、景観農業振興整備計画を策定することとした。これらの計画を決定する際の現地調査によって、従来は地理的なつながりしかなく思っていた所が、実際は非常に関係が深いことがわかった。

すなわち、都市部で行われた瓦産業の材料となる粘土は、当該地区の水田の土である粘土を使用していた。また、農家も水路の水草やヘドロを水田の肥料としていたことから、水田が盛り上が

り、水やりが不可能となるころあいに、水田の下土を売ることができたのである。

瓦を焼くための柴はヨシを売った後の帰りの舟で運ぶことができたので、ヨシ問屋・農家・瓦屋の三者による循環型経済ができあがった。こうした都市部と農村部のつながりは、景観をめぐる問題として現在に続いている。

都市部で起こった景観保護運動が農村部でも同様に起こり、環境保護運動によって西の湖を中心とした地域も、自然や景観が保存されることになったのである。

■小さな村の主催で国際フォーラム開催

景観農業振興整備計画を策定することは、自らの農業をどのように発展させていくかと言うことでもある。この命題と文化的景観を結びつけて、「文化的景観の動態保全」というテーマで国際フォーラムを開催、中国・カナダ・アメリカ・イギリス・ニュージーランドから学者を招いて研究会が行われた。

これは白王という小さな村の農業従事者が先頭に立って行ったことで、約二百人が参加した。

また「北之庄沢」という沢は、かつては泳げたほど美しいかったという。そこでこの沢をきれいにするため、近隣住民で「北之庄沢を守る会」というボランティアグループが結成され、ゴミの除去活動を行った。

その功績は国土交通省の景観大賞を受賞した。こうした二つの例にあるように、市民の景観・風景に関する意識は非常に高く、これからも市民主導の景観づくりが行われていくであろう。



強風多雨に耐えた吉良川の課題



室戸市教育委員会 生涯学習課

● 和田庫治

■ 水切り瓦など独特の建築様式

吉良川町は、高知県東南端にある室戸市の北西部を占めるまちで、南は太平洋に臨んでいる。伝統的建造物群保存地区は、その吉良川町のほぼ中央に位置し、重要無形民俗文化財「御田祭」が奉納される「吉良川御田八幡宮」を中心に、まちが広がっている。

保存地区の面積は約十八・三ヘクタール、戸数は約三百戸、同地区には百二十七棟の伝統的建造物が存在する。明治中期の建物を中心としたそれらの建造物は、たび重なる台風や地震に耐えるとともに、強風・多雨の地域であるからこそ発達した「水切り瓦」「土佐漆喰」「いしぐろ」など独特の建築様式を持つようになった。

しかし、いずれも経年による老朽化や白アリによる被害などで限界を迎える建物が増え、多くの建造物は早急な修理を必要とされてきた。

室戸市ではこの制度によって、平成十年度から平成十九年度までの十年間で、五十五件の建物や塀などを修理したが、壁の剥落や雨漏りなど修理が必要な建造物はまだまだたくさん存在している。

さらに、そのような建物では、所有者が市外などに転出し、生活の場でなくなっている家屋も数棟あり、修理が困難な場合が出てきているのも事実である。高齢者世帯も多く、後継者のいない世帯などは、所有者の修理意欲が薄れてくる可能性が高く、空き家対策も含め今後、活用面で検討していかなければならない。

■ 平日の施設見学者は少ない

保存地区内では現在、伝統的建造物のうち三棟が一般見学者用に公開されている。

一棟は町並みの案内やイベント活動、会合などの拠点となる「吉良川町並み館」。もう一棟は、吉良川の伝統的な祭りをテーマにした資料展示館の「お祭り館」。残る一棟は、休憩や食事など多目的な利用に活用できる「吉良川お休み処」。

それぞれが、年間を通じて見学者の受け入れ施設として活用されているが、平日は訪れる人数が少なく、人の交流や経済的活動は一時的なイベント開催時にしか見込まれないのが現状である。

また、空き家対策にも配慮していかなければならない。使われなくなった家屋は傷みやすく、修理の



強風季雨地域ならではの土佐漆喰の町家

機会も少ないなどの理由で取り壊されたり、あるいは自然倒壊してしまう可能性がある。

これらの家を活用していくことは、地域の活性化を促すとともに、建物の維持に不可欠となってくるので、今後は継続的な活動と空き家活用による地域活性化に向けての取り組みが必要である。

町並みの文化財的な活用を考えた場合には、その建物群の形成過程において、地域地理的条件や生活・文化が建物の建築方法やデザインに与えた影響はたいへん重要であり、これらの価値を広く知らせ、後世に伝えていくことにも取り組む必要がある。住民はもとより、見学者にもわかりやす



吉良川町の代表的町並みの御田通り



水きり瓦の見える通り

く説明ができるような仕組みづくりは、現在不足している部分である。

その一つとして、地元住民に対して、保存活用の普及・啓発を図るとともに、文化的向上や経済的発展にもつながられるような機能をもった施設の整備は、住民からも地域の起爆剤として望まれているところだ。

■「伝建地区」選定後の活動が重要

平成五年当時、この伝統的建造物群保存地区制度については、行政を含め全く知らなかった人がほとんどで、この制度を利用した調査への取り組みを通じて徐々に理解が広がっていった。

その取り組みに賛同する人々が、選定前年の平成八年に「吉良川町並み保存会」を設立し、この町並みの保存とともに、町並みを活用した個性あ

る豊かな町づくりを目指した活動が始まった。

町並み保存地区の指定には地元住民の理解が不可欠であり、多くの方々の協力を得ながら指定に向けて取り組みがなされたが、実際には選定を受ける前より、受けた後の日常の保存活動に対する住民の理解と協力がより重要となってくる。

市は地域住民の積極的な参加による町並み保存やまちづくりを推進する方針を進め、「吉良川町並み保存会」はその受け皿となる住民側の機運を醸成し、合意形成に向けた地元調整の役割を担っている。住民の意思を集約し、町の方向性を決定するには、多くの住民の参画が必要である。

現在、吉良川にはこの「吉良川町並み保存会」があり、そのほとんどがボランティアでさまざまな活動を展開している。例えば、訪れた人々に対するボランティアガイドや見学者へのパンフレッ

トづくりなどの活動、そして四季の年中行事を發展させて、町を訪れた人にも楽しんでいただけるような「町並みひな祭り」や「町並み男節句」「七夕まつり」などの活動がある。

特に「ひな祭り」については、当初地域内だけ

の活動にとどまっていた小さな活動が、今では周辺地域も巻き込んだ大きなイベントとなり、たくさんの方の観光客に楽しんでもらっている。

■地域の実情踏まえ官民で協働

地域活性化に向けたこれらの取り組みは、毎年充実にしており、今後も発展していくとみられる。そして、地域住民に向けては、広報紙の発行や記念イベントなど、保存地区であるがゆえの独自の行事を開催している。保存会としては最終的に保存地区内の全戸加入を目的とし、またはそれに近づける努力をしている。

その一方で、地域には過疎化や高齢化、それに伴う少子化と厳しい現実が突きつけられ、後継者を含む地域の未来像がはっきり描けないことも現実としてある。地域の課題について、共通の意識を持つことから始め、町の将来について話し合い、考え、行動する。地域の活性化はそういったところから始まると考えている。

市としては、これまで建物の修理や修景、道路整備などハード面での整備中心に進めてきた。地域内にはまだ、修理を必要とする建造物はたくさんあり、今後も着実に進めていく必要がある。

一方、ソフト面においては、これまでどおり町並み保存会を中心とした住民力によって進められることが理想ではないかと考える。行政はそれをサポートすることによって、地域づくりを進めていくことを目指している。

この伝建制度の特性である、住民と行政の協働による力を発揮し、今後も保存・活用を維持できるように努めていきたい。



住民利便を失わず伝統文化を充実

建設産業部産業文化課 観光文化室

竹原市は広島県のほぼ中央南部にあり、中国・四国地方から見ても真中に位置し、温暖な瀬戸内海気候を有している。市の南部は瀬戸内海に面し、風光明媚な多島美を見ることができ、北部は深い翠の山々に囲まれた自然豊かな環境を持つ。

瀬戸内海に臨む市内の中で、現代の風景とは一風趣を異にした場所がある。それが昭和五十七年に重要伝統的建造物群保存地区に選定された「町並み保存地区」である。ここには週末にもなると、多くの観光客が訪れる。

■町並みの基礎は江戸期の製塩業

この町並みが造られる基礎となったのは、江戸時代に始まった製塩業である。慶安三年（一六五〇年）、赤穂から招いた技術者による潮の干満を利用した入浜式塩田は見事に成功し、広島藩内はもとより全国へ竹原の名を知らしめた。その経済力を基に町人文化が栄え、多くの学者や文化人を生み出した。

地域内には、最も古いものでは元禄三年（二六九〇年）の建築物から江戸、明治、大正、昭和とそれぞれ歴史的な変遷を見ることができ

建築物が並び、妻入り、平入り、長屋型、高塀をもつ屋敷型と多様な建築様式が存在する。

保存地区は昭和四十年ごろからの学術調査でその価値が認められ、住民意識も高まった。昭和五十年代に入り、地元住民・商工会議所・行政などによりその機運は醸成されていく。昭和五十七年四月一日に市の条例による保存地区の指定を経



日が暮れて風情を増す「憧憬の路」

て、同年十二月十六日には国の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を受けた。

選定前後に行われた景観保全の取り組みで、特徴的なものは電柱のセツトバック事業だ。現在では埋設化が主流だが、工事に多額の費用が必要なことや配線盤が表に出るなどの欠点も少なからずあり、セツトバック方式も見直されている。この方式は、電柱を主要な道路から見えないよう家屋の裏などに移設し、配線も軒下を通すなど極力見えなくするものだ。現在も本通りの本町通りでは、電柱のない町並みを見ることができ。

町並み保存地区は広さ約五ヘクタール、建造物数は二百九十七棟、うち保存物件は百三十四棟ある。保存事業は昭和五十七年より平成十九年までに百二十一件の実施をみている。屋根の瓦は日本瓦、壁は漆喰塗、建具などは木製、樋もなるべく青銅製と規制が多く、一般住宅より多くの金額もかかる中で二十六年間、実施してきたのは住民の協力と理解があつてこそだ。

しかし、保存地区内において保存・修景が進む中で、周辺地域では規制がないため現代家屋への建て替えが進んでいき、本来、図面上にしか見えないはずの保存地区との境界線がはっきりと見え、てしまうこととなった。また地区内でも空き家の増加と跡継ぎの不在により修理や修景が進んでいない状況も出はじめている。

■竹を利用した景観づくりも

本市はその名のとおり竹林が多く、市木も竹である。竹を利用した景観づくりも進められてきた。保存地区内では、歴史的な環境整備事業に



より昭和五十六年度に竹や笹をメインの植栽とした「修景の広場」が整備された。また、市内の主要道路では街路樹に竹を利用し、歴史的街区へ導くシンボル道路が順次整備されていく。

町並み保存地区内でもアスファルト舗装から、黒レンガ舗装が始まり、現在は黒レンガと自然石による舗装が行われている。水路の蓋も木製にするなど、住環境の整備と景観に配慮した町づくりが行われている。

このような町並みが残る中で、観光としての活用も進められている。平成元年には「町並みガイド会」が発足、現在でもボランティア主体の活動は続く。平成十四年には観光地宣言事業として、ガイド育成講座やフォーラムを開催。住民意識にも変化をもたらし、軒先に竹の「一輪挿し」を出し、花を生ける姿も見られるようになった。

また、新たな試みとして「憧憬の路」も始まった。日が暮れてからの町並みの風情を味わっていただくとうと、本通りや路地に竹筒を並べ、ロウソクを灯すことにより、柔らかな光で町並みをほのかに包み込み、幻想的な姿を浮かび上がらせる。多くの作業はボランティアで実施され、市内の竹林の間伐にも一役を買い年々定着し、短期滞在者の増加には効果を見せている。

■高齢化と空き家対策も懸案事項

新たなイベントの実施や宣伝効果により、観光客はほぼ横ばい維持しているが、竹原市全域においては高齢化率が三〇%を超え（平成二十年八月）、人口の減少も続いている。保存地区内では、より高い率で進んでいるのが現状である。

このような中、世間では「田舎暮らし」や日本家屋の暮らしが見直され、移住希望者も増加傾向にあるが、その裏で現実とのギャップにより元の生活に戻る方も多いようである。

本市でも月に何件かの問合せがあり、平成十七年にはNPO法人による空き家対策が始まった。平成二十年には県のモデル事業となる「空き家確保対策支援事業」として、県・市・NPO・宅地建物取引業協会が一体となり、正確な情報発信と定住人口の増加への取り組みを開始した。

現在大きな変換点として、町並み保存地区の隣接地域に道の駅の建設がある。平成二十二年度には完成予定で、周囲に拠点施設の乏しい現状からにぎわい創出への新たな試みである。ただ、道の駅が完成すれば観光客が増えるとは限らない。道の駅からの動線を確認し、町並み保存地区を周遊してもらうには新たな取り組みが必要である。



町並み保存地区内の風景

保存地区を中心とした周辺地域の歴史的景観の整備、自然環境の保全などが今まで以上に求められる。文化財としての建造物や遺跡の保存活用は当然のことながら、そこに暮らす人々の活動、日常生活の中にある伝統的慣習を背景とした風俗の再発見など、住む人が歴史を意識できる取り組みが急務となっている。

これまでの取り組みの視点の多くは「文化財保存」や「観光」であった。この目標は当然、重要なことであるが、単純明快すぎるところもあり、相互に連携し重なり発展性をもって進むことは少なかったのではないか。

■「観光」と「保存」の間に生活がある

つまり「保存」だけでは不便さを強いる状況は出ないか。「観光」だけでは普段の生活が脅かされないか。保存と観光の間には生活がある。現実には生活する人がその場所を誇りに思い、自若とした姿で過ごせ、他人に対応する。このような風景をもつまちづくりが今後の目標となる。

伝統的な町並みとして建物を保存し、かつ利便性が失われないようする。住民はそこにあった歴史的精神・歴史的文化をより充実させて、自らの生活の中に楽しむ環境を創出する。これらを保存地区にとどまらず、周辺地域へと波及させていく。その楽しみを他の人にも分けてあげることができ、それが「観光資源」となっていくのである。

点から面、環境、そして人への取り組み。それが「歴史まちづくり法」の精神ではないか。今後の竹原市での取り組みとして「歴史まちづくり法」に則った計画を検討していきたい。



「漁師町」の魅力大切に修景整備



壱岐市建設部 土木課管理班 ● 中村純二

■ 勝本浦地区に残る様々な歴史

壱岐市は、福岡県と対馬の中間地点で玄海灘に面し、福岡県博多港から郷ノ浦港まで西北七十六キロ、佐賀県唐津東港から印通寺港まで北四十二キロに位置する。総面積は百三十八・五平方キロで、全国で二十番目に大きい島である。

本市は平成十六年三月一日、四町が合併して誕生した。主産業としては農業・水産業・商工業・観光業を主としている。農業では水稲・葉たばこ、肉用牛の基幹作物を中心に、メロン・いちご・アスパラガスなどの施設園芸や野菜・花木などを取り入れた複合経営が主体となっている。

また、水産業では好漁場に恵まれ、イカ・ブリ・マグロ・マダイなどを主要漁獲としている。岩礁地帯が多いことから、アワビ・ウニ・サザエなどの磯根資源も豊富である。

本市は麦焼酎発祥の地といわれており、国際的な原産地保護認定を受けている壱岐焼酎も有名である。また観光業としては、壱岐には平成十八年度に「国の海水浴場百選」にも選ばれた石田町の

筒城浜海水浴場、勝本町の辰ノ島海水浴場をはじめ美しい海水浴場が島内随所にあり、毎年多くの海水浴客が来島されている。

その他にも神社百七十二社、古墳六十五カ所と歴史深い島である。平成二十二年度春には一支国博物館がオープンし、今後の壱岐市の観光の核となると期待されている。

今回紹介する勝本浦地区は、かつて鯨漁が盛んだった名残を多く残す漁師町である。中でも銛を投げて突き刺すという捕鯨方法から始まり、貞享元年（一六八四年）に九州では初めての網組捕鯨がこの勝本浦で開始され、捕獲頭数が増加し、田ノ浦納屋場では海上、陸上の労働者は千人を超えていたといわれている。

最盛期は江戸時代中期で、なかでも勝本浦の土肥鯨組は、一年間の捕獲頭数が、優に二百頭を超えたため「鯨王」と呼ばれ、鴻の池、三井と共に天下の三代富豪といわれた。邸宅は、宏壮華麗を極めたが、一般公共のためにも私財を惜しまず神社仏閣を寄進したり、新田の埋め立てを完成させるなど、陸上の経営にも貢献してきた。

また、神

宮皇后に由

来し、加藤

清正も表門

を造営寄進

した「聖母

宮」、豊臣

秀吉の命を

受け構築さ

れた「勝本

城跡」、日

本と朝鮮・

アジアを結

んだ「朝鮮

通信使」、松尾芭蕉の高弟「河合曾良」終焉の地、

生業に打ち込む人々の姿を今に伝える船競争「ふ

なぐろ」などの歴史が残る町である。

■ 港と歴史を楽しむ居心地よい町づくり

このほか、江戸時代から現在まで続いている「勝本朝市」がある。「食の安全」の問題から地産地消の機運が高まっているが、勝本町では全国に先駆けて数十年前から地産地消を推進している。この勝本朝市には現在も、新鮮な魚介類や野菜などを求め、多くの観光客が訪れる。

勝本浦地区は、海岸線に沿った道路に面して、奥行き長い短冊状の敷地に建物が軒を接して建ち並び、典型的な漁村集落で、地域固有の歴史や文化、産業に根ざした町並みが残っている。



景観資産として改修された勝本家住宅



大勢の人で賑わう「朝市」

「港と歴史を楽しむ居心地のよい勝本浦のまちづくり」を基本理念に、伝統的な町屋を基調とした町並みの整備、地区内を回遊する散策ルート

築を行う。住民が普段生活している町並み空間の良さを再確認でき、来訪者に対するおもてなしの向上を図り、住民、観光客にとって居心地のよい、再び訪れたいくなるまちづくりを進めていく。

壱岐島内には、地域固有の歴史や文化、産業に根ざした特徴的な町並みが数多くあったが、新たな土地及び商業開発と近代風な建て替えなどが進み、町並みが少しずつ失われてきている。

■十六年度から保全整備に着手

今後、個性的で魅力ある町並み景観が、地域住民に誇りと愛着を与え、貴重な観光資源にもなりうることを考えれば、その保全や整備に取り組む必要性は非常に高いと判断し、この事業に平成十六年度から取り組んでいる。

これまでの経過は、まず「市内のどの地区でこの事業を行うか？」ということで、長崎県、長崎県まちづくりアドバイザー、壱岐市、地元代表者

で話し合い、五つの候補地区の中から実施地区の選定を行った。その結果「建物が軒を接して建ち並ぶ典型的な漁村集落が広範囲で残っている」として、勝本浦地区が選ばれた。

現在までに十数回にわたる住民参画のワークショップや推進委員会、歴史建造物の実態調査などを行い、平成十七年に基本計画の策定・十八年には事業計画の策定、十九年に小広場整備、二十年度に個人住宅の修景整備などを行っている。

今後の計画としては、拠点施設の整備や小広場整備、サイン（案内板等）の整備や修景整備などに力を入れていく予定だ。修景整備は勝本浦地区を五つのゾーンに分け、ゾーンごとに住民の方々と協定を結んだ。平成二十年度から毎年数件ずつ一般住宅の修景整備を行う計画である。

こうした地元でのまちづくり事業の力強い味方とも言えるNPO法人「壱岐しま自慢プロジェクト」が設立された。

同プロジェクトは、壱岐を訪問した人や壱岐市民に對して、おもてなしの心を持って、壱岐の豊かな自然、環境、歴史、文化、人、郷土に伝わる食などの地域資源を十分に活用・保存し、観光案内（ガイド）、各種体験（ツーリズム）、商品開発、観光あるいは体験のプログラムの策定に関する事業や関連情報の提供、担い手の育成を行い、住むことが誇りに思えるしまづくり、自ら考え行動することを通して、壱岐の総合的発展と活性化や雇用の拡大に寄与することを目的としている。

現在でも、勝本浦を散策する観光客は多いが、実際個人でガイドできる人は二、三人である。

将来、後継者不足の問題が出てくる可能性が高

いと考えていたが、この壱岐しま自慢プロジェクトが設立されたことで、後継者の育成が行われ、さらにはガイド経験を積むことにより、今後はより質の高いガイドサービスも可能になる。

■「景観」に対する市民の意識改革も

もう一つ忘れてはいけませんが、この勝本浦のまちづくりは地区住民の協力なしで成しえない、ということだ。市民も現段階で「景観」という言葉自体をあまり聞き慣れていないため、今後の意識改革が必要である。最初から難しいことをする必要はなく、自宅の前のゴミを拾うことなどから始め、住民一人ひとりが「自分たちのまちをきれいにしよう」との意識を持つことが大事である。

このまちづくり事業が今後、多くの観光客の方々に、勝本浦が持つ歴史深い観光資源として、町並み景観や港町の風情を満喫し、おもてなしを堪能してもらえよう、整備を考えている。



土肥鯨組の屋敷前の石塙

併せて、勝本浦に安らぎとにぎわいをもたらし活性化を図るとともに、地元住民が誇りを持てるようなまちづくりを市民協働で行っていききたい。



「文化財保存都市」宣言して34年



教育委員会生涯学習課 課長補佐兼文化係長

● 岡本武憲

宮崎県日南市は、県南部に位置する、自然と歴史資源に恵まれた人口四万三千人の都市である。

とりわけ、日南海岸国定公園は、戦後の早い時期から宮崎交通の岩切章太郎氏による沿道修景が実施されたこともあり、昭和三十〜四十年代に爆発的な新婚旅行ブームを巻き起こした。

昭和四十四年には、全国で初めて「沿道修景美化条例」が制定された。その日南海岸のほぼ中央にある鶴戸神宮は、海幸・山幸神話の舞台であり、念流・陰流の剣法発祥の地としても有名である。

■江戸時代の町割りを今も踏襲

市内にはこのほか、飢肥^{おび}や油津、坂元棚田など歴史的景観をよくとどめた資源が数多く残されており、官民挙げたまちづくりが進んでいる。ここではその取り組みの一端を紹介したい。

飢肥藩伊東家五万一千石の城下町である飢肥は、明治時代以降も、南那珂郡の政治・経済の中心地として、さらに飢肥杉の産地として栄えた。

伊東家の飢肥入城によって建設された飢肥城下町は、江戸時代前期の町割り、ほぼそのまま現



飢肥城大手門、近くには武家屋敷通りがある

在まで踏襲されているため、飢肥城を中心に飢肥石の石垣と門、伝統的な住宅からなる武家屋敷群の飢肥の町並みは住時の姿をよくとどめている。

昭和四十四年、飢肥城復元事業が始まり、「飢肥城復元促進協力会」を発足させて、今言う官民協働の募金活動を推進していった。

この事業により、飢肥城復元事業が進められ、昭和五十一年に飢肥藩の藩校であった振徳堂の改修、五十三年に大手門の復元と歴史資料館の建

設、五十四年には書院造り御殿としての松尾ノ丸を建設した。総事業費五億一千八百万円のうち、二億二千万円を市民や市出身者、有志企業からの募金で賄っている。五十三年には、飢肥城下町の一大イベントとして「飢

肥城下まつり」が華々しく始まり、本市を代表する大きな祭りとなった。

平成十九年、飢肥城下町は、重要伝統的建造物群保存地区選定三十年を迎えることとなった。

この間、平成五年には、再び市民の募金によって、飢肥出身の偉人・小村寿太郎を記念した「国際交流センター小村記念館」を建設するとともに、旧伊東伝左衛門家、旧山本猪平家、小村寿太郎生家等の改修整備を含む百四十件の修理・修景の補助事業を実施してきた。

■城下町に似合う和風の商店街

一方、市民による飢肥城下町を舞台としたまちづくり活動も活発になってきた。飢肥城下の商人町である本町通りの拡幅事業では、地区住民の自発的な申し合わせだけで、城下町にふさわしい和風の商店街が住民の力でできあがった。

国道のバイパス計画を拡幅に変更させたこと、全く新しい商店街を自分たちの調査研究と自主的な申し合わせで造り上げたことは、本町通りの人たちの大きな自信となった。行政もこの動きに応じ、寄贈を受けた旧家を移転復元した商家資料館を建設、本町通りの歴史を顕彰している。

さらに、近年では、飢肥楽市楽座の城内コンサートや、飢肥にあかりを灯す会のキャンドルナイト、祐兵クラブの人力車、おびまゆの会のひな祭り、小京都の会の花飾りなど、各団体がさまざまな活動を行っている。とりわけ、日南市観光ガイドボランティアの会は、年間一万人の無料ガイドを行い、飢肥観光の大きな柱となっている。

行政・民間の取り組みは、第十三回「優秀観



弁甲いかだ流し（油津地区の堀川運河）

光地づくり賞金賞」や岩切章太郎賞の受賞、「美しい日本の歴史的風土百選」に選定されるなど、近年は高い評価を受けるようになった。

油津は、江戸時代前期に開削された堀川運河により発展した

港町だ。昭和初期には、木造船の造船材として知られた飢肥杉（弁甲）の積み出し港として、また、東洋一のマグロ基地として活況を呈した。急速に人口が増加して市街地が拡大、商店や飲食店、旅館や遊郭が建ち並んだ。

高度経済成長期には、水質悪化から堀川運河の埋め立てが計画された。しかし、歴史的資産である堀川運河の埋め立てを惜しむ市民は、昭和六十三年に「堀川運河を考える会」を結成して、運河の価値をアピールし始めた。やがて、市民の声に押されて行政も運河の埋め立て中止を決定し、平成五年から県事業として、歴史的港湾環境創造事業により整備することとなった。

■赤レンガ館は市民が買取り保存

同じ年に、市民の手による地域の歴史と文化を再発見する運動書ともいえる「油津―海と光と風と―」が出版され、これ以降の油津まちづくり活

動の基本文献となった。

刊行した中心メンバーは、油津みなと街づくり委員会を発足させ、「蘇れ油津 港と運河のまちづくり計画」を策定するとともに、平成九年には、その計画の対象となった赤レンガ倉庫が取り壊しの危機に瀕した時、全国的にも珍しい市民自ら一人百万円ずつ出し合い、三十一人が買い取り保存を行った。さらに、伝統的な木造の漁船「チョロ船」の復元を、やはり市民の寄付で行うなど、市民主導のまちづくりが進んでいた。

行政側も、こうした動きに後押しされ、大正昭和初期の歴史的建造物や堀川運河石積み護岸などを、積極的に文化庁の登録文化財とする（現在二十一件）とともに、平成十四年からは、東京大学篠原教授（当時）の指導の下、歴史的港湾環境創造事業の計画見直しを行い、石積み護岸など本物の歴史的資源を活かすことを整備方針とした。

同じ年に、本市も油津地区を対象に「身近なまちづくり支援街路事業（歴みち事業）」に着手して、県事業

と市事業を一体的に検討するため、行政関係者と市民、学識経験者らで構成する「油津地区都市デザイン会議」を発足させた。

景観法の施



市民が買い取り保存した油津赤レンガ館

行により、宮崎県で最初の景観行政団体となった本市は、平成十八年に「日南市美しいまちづくり景観基本条例」を制定し、翌年には「港町油津景観基本計画」を策定するとともに、景観形成推進のための補助金を開始した。

平成十八年には、第一期工事のハイライトとなる飢肥杉製の屋根付き橋の工事に先立ち、市民による「堀川運河に屋根付き橋をかくつかい実行委員会」が結成され、橋の名前募集や、市内小・中学生全員による部材へのメッセージ記入とともに、市民参加の上棟式や竣工式が開催された。十九年には、日本風景街道の日南海岸きらめきラインが、油津を舞台に通り名社会実験を行っている。

■歴史と文化の香る都市めざし

日南市は、昭和四十九年に「文化財保存都市宣言」を行うとともに、「歴史と文化の香る都市」をまちづくりのキャッチフレーズとしてきた。

平成二十一年三月には、隣接する北郷町、南郷町と合併して、新日南市が発足する。折しも、「歴史まちづくり法」が成立して、歴史的景観を活かしたまちづくりを推進するための大きな追い風となっている。

本市と合併予定の北郷町・南郷町では、本年度より、文化庁からの三カ年の委託事業である文化財総合的把握モデル事業が採択された。この事業において、歴史文化基本構想を策定し、同時にそれを、歴史まちづくり計画として、新日南市ならではの歴史と地域の個性を活かしたまちづくりを市民とともに推進していきたいと考えている。



個性豊かな地域社会の実現へ

—既存の法律の限界を歴史まちづくり法で補完—

都市・地域整備局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

失われつつある良好な市街地環境

1. 法制定の背景

これまで、わが国の歴史的な市街地の環境を保全するための制度としては、大正八年制定の旧都市計画法による美観地区（後の景観地区）及び風致地区制度、文化財保護法、古都保存法、昭和五十年の都市計画法及び文化財保護法の改正により設けられた伝統的建造物群保存地区制度、景観法があり、これらの制度の活用により歴史的な建造物や環境が保存されてきたところである。

しかしながら、既存の法律では、文化財の周辺環境の保存、整備は困難で、歴史的環境を積極的に復原・整備するようなまちづくりには十分に対応できないという限界があった。

そのため、近年各地域において、所有者の高齢化や人口減少などにより、相続や空き家の増加等を契機として歴史的な建造物やまちなみが急速に失われるとともに、地域の伝統芸能の担い手が不

足するなど、歴史的風情や情緒、たたずまいといった良好な市街地の環境が失われつつある。

このような状況の中、国土交通省の社会資本整備審議会において、平成二十年二月に歴史的文化的資産を保存・活用・再生した新たな制度を構築することを盛り込んだ答申「今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか」をとりまとめた。

文化庁の文化審議会文化財分科会企画調査会においても、平成十九年十月、文化財とその周辺環境を一体としてとらえ、地方公共団体の取り組みを国が支援する具体的な仕組みの必要性について報告がなされている。

三省共管法として11月から施行

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四〇号。以下「歴史まちづくり法」という）」は、このような検討の経過を経て、文部科学省、農林水産省、国土交通省三省の共管法案として平成二十年一月二十九日

に閣議決定され、第百六十九回国会で審議した結果、衆参両院で全会一致可決の上、同年五月十六日に成立。五月二十三日に公布され、十一月に施行の予定である。

2. 歴史まちづくり法の概要

① 歴史的風致とは

歴史まちづくり法では、新たに「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（第一条）」を「歴史的風致」と定義している。

城や神社仏閣等の歴史上価値の高い建造物周辺の伝統的な家屋が建ち並ぶ市街地などのハード、そこで営まれる伝統行事など人々の活動などのソフトが一体となった概念である。

この法律はこのような「歴史的風致」を維持及び向上させ、個性豊かな地域社会の実現と都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的

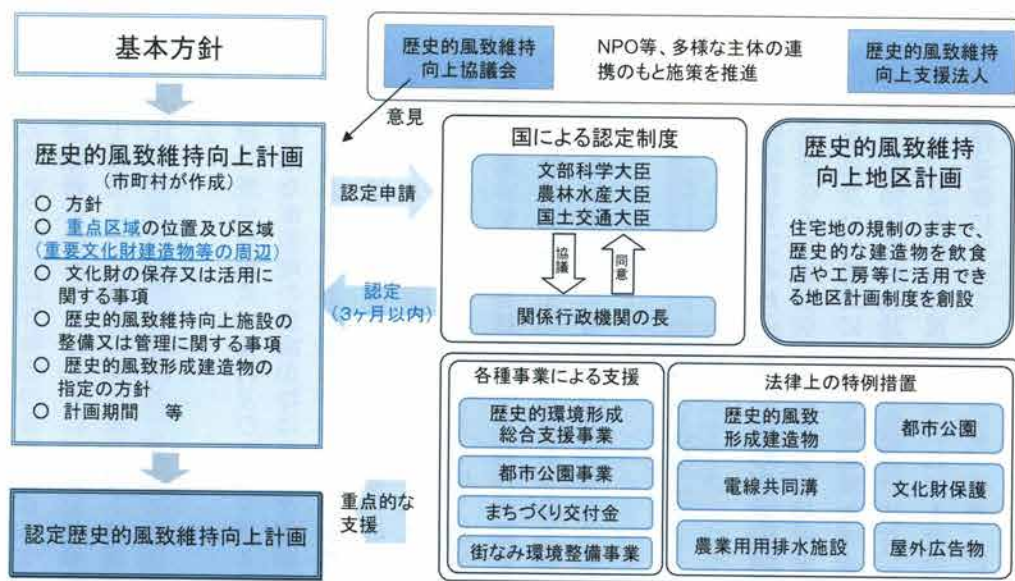


図1 歴史まちづくり法のスキーム

国の基本方針に基づき市町村が計画

そのため、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）は歴史的風致維持向上基本方針を定めなければならない（第四条）ものとし、市町村は、当該基本方針に基づき歴史的風致維持向上計画を策定し、国に認定を申請することができることとしている。

また国は、当該計画が基本方針に適合し、歴史的風致の維持及び向上に寄与するとともに円滑かつ確実に実施されると見込まれる場合は、その認定をすることとしている（第五条）。

さらに、文化財保護法により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定された建造物（重要文化財建造物等）の用に供される土地及び重要伝統的建造物群保存地区内の土地に該当する土地及びその周辺で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である土地の区域（第二条）を重点区域と定義しており、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画においては、重点区域の位置及び区域を必ず設定する必要がある（図2）。

③法律に基づき制度、措置重点区域内においては、認定を受けた歴史的風致維持向上計画（以下「認定計画」という）に定める指定の方針に即し、歴史的風致形成建造物を指定することができることとしている（第十二条）。

この歴史的風致形成建造物は、重点区域における歴史的風致を形成し、かつその保全を図る必要

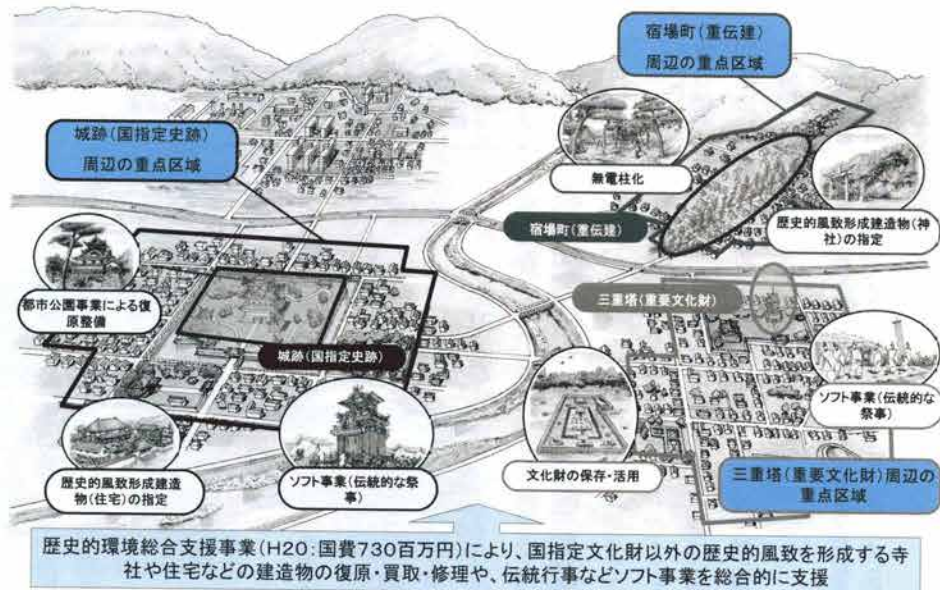


図2 歴史的風致維持向上計画のイメージ

がある一定の要件を満たした地域の歴史的な建造物について、市町村長が所有者及び教育委員会の意見を聴くなどして指定するものであり、所有者等には適切に管理する義務が生じるものである（第十六条）。

歴史的風致形成建造物のほか、本法律では、認定計画に基づき、農用地区域内における開発行為の許可、文化財保護法の事務、都市公園の管理、特別緑地保全地区の事務、電線共同溝を整備すべ

き道路の指定、屋外広告物法の事務などについての法律の特例を措置するとともに、歴史的風致維持向上支援法人や、歴史的風致維持向上協議会等の、多様な主体の参画が可能となる枠組みも準備している。

その他、歴史的風致の維持及び向上を図ることによる良好な市街地の形成が特に必要な地域においては、用途地域による用途の制限にかかわらず歴史的風致に調和した用途の建築物等、例えば地域の伝統的な技術、技能により製造された工芸品、食品等を販売する店舗や製造する工場、地域の伝統的な特産物を主たる材料とする料理の提供を目的とする飲食店など一の整備が可能となる新たな地区計画を創設した（第三十一、第三十二条）。

伝統行事の活性化も支援可能

3. 歴史まちづくり推進のための支援策

今回の歴史まちづくり法に関連して、平成二十年度予算において新たに「歴史的環境形成総合支援事業（国費七億三千万円）」を創設している。

これは、認定計画の重点区域における歴史的風致形成建造物について、その復原、修理、買取または移設を行う市町村等に対して支援（補助率二分の一）するとともに、併せて実施される重点区域内の景観上の改善や案内施設等の整備、さらには歴史的風致形成建造物の活用に係るソフト事業についても支援（補助率三分の一）するものである。

これにより、これまで国の支援が十分でなかった都道府県や市町村の指定文化財、登録文化財で

ある建造物の保全について国から支援が可能となるほか、祭り等の伝統行事の活性化についても併せて支援が可能となるものである。

また、歴史的環境形成総合支援事業のほか、歴史まちづくり法に関連して、都市公園事業、まちづくり交付金等について、拡充を行うなどの予算面からの支援や、所得税及び法人税等についての税制改正により、市町村の歴史まちづくりを総合的に支援することとしている（図3）。

文化財行政とまちづくり行政の連携

4. 終わりに

歴史まちづくり法は、新たな規制措置を講ずるものではなく、認定歴史的風致維持向上計画に基づいて、既存の都市計画法や景観法に基づく措置を講じることによってはじめて規制としての効果が生じるものであり、歴史まちづくりに積極的な市町村の支援のための法律である。

本法律の最大のポイントは、文化財行政とまちづくり行政との連携である。市町村で文化財保護部局とまちづくり担当部局が共同して文化財の保存活用と調和のとれた歴史まちづくりの計画を策定し、当該計画を文化庁、国土交通省、農林水産省が共同で認定を行う。

認定計画に基づいて市町村が都市計画法や景観法を適切に運用し、都市公園の整備や電線類地中化といった歴史的風致の維持向上に配慮した公共施設の整備・管理を行うことで、全国的に歴史・文化資産を保全、活用したまちづくりが推進されることを期待する。



図3 歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりに関する主な事業

国交省歴史まちづくりHP (<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/index.html>)



「歴史文化基本構想」が目指すもの

—文化財を地域アイデンティティの核に—

文化財部伝統文化課 文化財保護調整室

文化財には、それが置かれた環境の中で、人々の営為とかかわりながら伝統的な意義や価値を形成してきており、相互に有機的につながっているという側面がある。また、文化財を社会全体で継承していくためには、魅力的なかたちでわかりやすくその価値を伝えていく必要がある。

こうしたことを踏まえると、これからの文化財保護の取り組みにおいては、文化財を個々にきちんと保護するというに加えて、地域の歴史や文化を背景とし、一定のテーマの下に、周辺の環境まで含めて文化財を総合的にとらえ、新たな価値を見いだすとともに、適切に保存・活用していくということが必要である。

特に最近では、市町村合併を受けた新しいまちづくりの指針の策定や、景観法に基づく景観保全の取り組みが進んできている。

文化財を周辺環境も含め保存・活用

文化財は地域のアイデンティティの核となるものであり、文化財や歴史、伝統を生かしたまちづ

くりは、地域の魅力の増大と活力の向上に寄与することとなる。

こうした課題意識の下、平成十九年十月の「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」で提言されたのが、市町村による「歴史文化基本構想」の策定である。

「歴史文化基本構想」とは、報告書では「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想」と定義されている。

文化財だけではなく、その周辺環境も含めた構想となることから、文化財に関する保護施策とまちづくりに関する施策が体系的に位置付けられる必要がある。

つまり「歴史文化基本構想」に基づく取り組みは、文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施策を統合して魅力的な地域づくりを行うものということになる。

各市町村において、教育委員会など文化財保護部局とまちづくり担当部局が連携協力し、地域住民やNPO法人、企業などの参加を得て「歴史文化基本構想」が策定されることにより、文化財の

保護にとっても、地域住民にとっても望ましい、一貫した取り組みが行われることが期待される。「歴史文化基本構想」で定める内容としては、各市町村の状況等に応じてさまざまなものが考えられるが、報告書では、次のような事項を盛り込むことが提言されている。

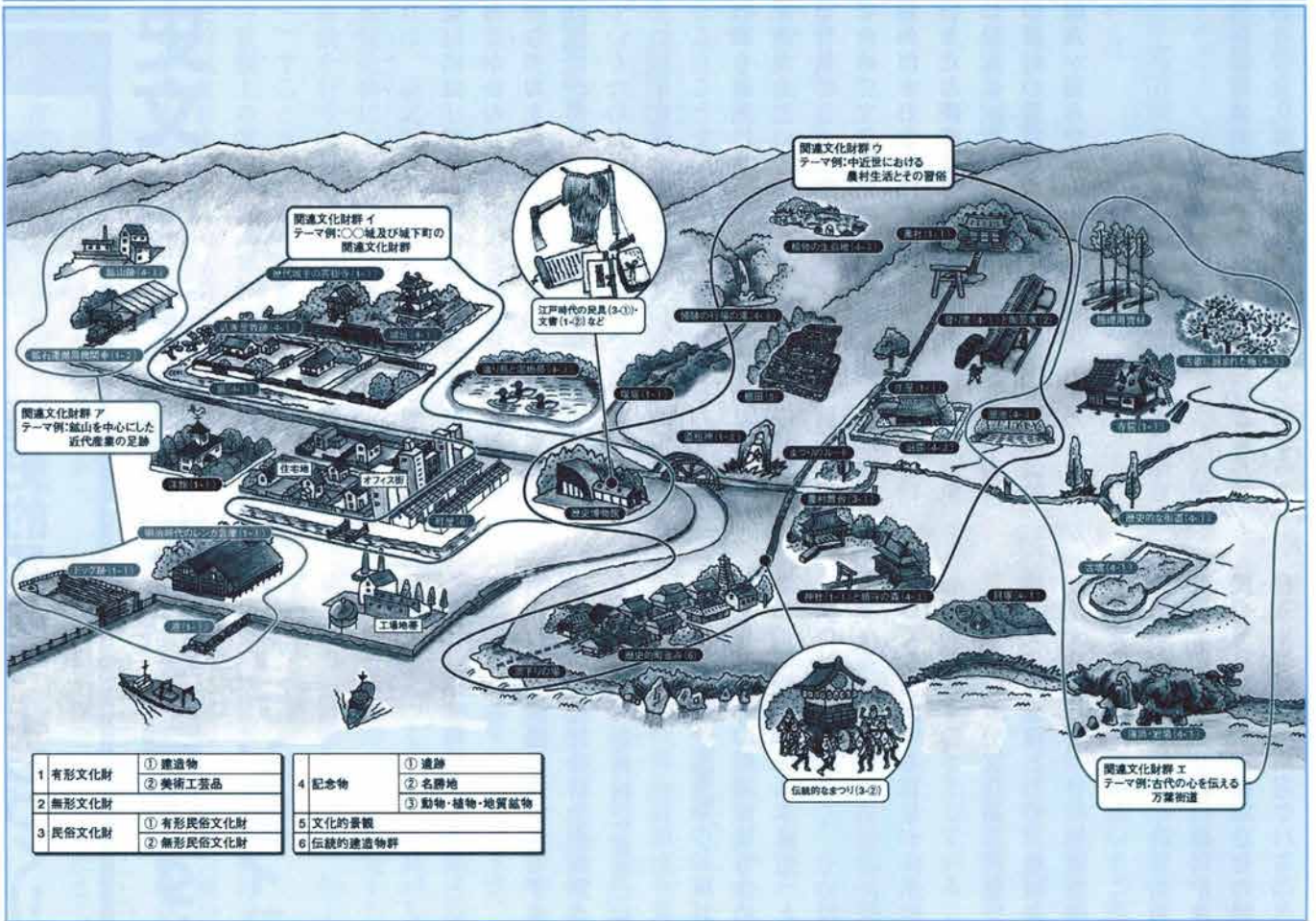
「基本構想」に必要な地域の合意

まず、地域に存在する有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性などに基づき「相互に関連性のある一定のまとまり」としてとらえ、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用していくというものである。

これは、さまざまなテーマやストーリーの下で、関連する複数の文化財を総合的に把握する仕組みと言える。報告書では、このような「相互に関連性のある一定のまとまり」を「関連文化財群」と定義している。

次に、先ほどの「関連文化財群」や個々の文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を、そ

歴史文化基本構想イメージ（例）



※各関連文化財群の構成文化財は、それぞれのテーマに沿ってまとめた設定例

れらを核として文化的な空間を創出するための計画区域として位置付けるものだ。

この区域においては、文化財の保存・活用を図りつつ、文化財を核とした文化的な環境を保護するという観点に立ち、都市計画法や景観法などに基づく制度を活用していくことが求められる。報告書においては、このような計画区域を「歴史文化保存活

用区域」と定義している。

各市町村において「歴史文化基本構想」を策定するためには、まず、広く地域に潜在している文化財を見つけ出すための調査を行い、各地域に受け継がれた歴史を検証することが必要である。また、自然的環境を含め、文化財を成り立たせているさまざまな背景をとらえることも求められる。

次に、地域住民やNPO法人、企業など民間団体の声を取り入れるなど、地域のコンセンサスを得ることも重要だ。公聴会や説明会の実施、ホームページの活用等により情報公開や意見聴取を行い、積極的に策定にかかわっていただくようにすることが必要である。

3年間で20件のモデル事業を予定

市町村による「歴史文化基本構想」の策定に関する国の施策としては、次のようなものがあげられる。

まず「文化財総合的把握モデル事業」である。これは、各市町村において「歴史文化基本構想」が策定されることとなるよう、必要な指針を作成するためのモデル事業である。平成二十年度より三年度間の予定で、二十件の市町村に対し実際に「歴史文化基本構想」の策定を委託し、その方向性や課題を明らかにするものだ。

次に、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称「歴史まちづくり法」）である。この法律は、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管で、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が

市町村における歴史・文化を生かしたまちづくり

理念

文化財を生かしたまちづくりの意義

- ・地域のアイデンティティの確保
- ・地域のきずなの維持
- ・地域の魅力の増進

文化庁、都道府県教育委員会の役割

文化庁

- ・地方公共団体に対する指導・助言
- ・指定文化財等の現状変更の許可等
- ・文化財への保存・活用のための補助

※ 文化財保護行政の考え方には変更はありません

都道府県教育委員会

- ・専門性を活かした市町村教育委員会に対する指導・助言

「歴史文化基本構想」を生かしたまちづくり

「歴史文化基本構想」

(平成19年10月
文化審議会文化財分科会企画調査会報告書)

「歴史文化基本構想」の策定

住民などの参加を得ながら、長期的な視野で策定する文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用するための構想

- 地域の有形・無形の文化財の調査
- 関連する有形・無形の文化財を一体として保存・活用
- 文化財の周辺環境の保護・整備
- 文化財を保存・活用するための体制整備

文化財行政

まちづくり行政など

(農水・道路・環境等)

連携

市町村基本構想

都市計画 (市町村マスタープラン)

景観計画

期待される効果

- 多様な文化財の価値の顕在化による適切な保存・活用
- 文化の薫り高い空間の形成
- 人々の交流の発生
- 住民の地域への理解、地域に対する誇りの向上

実行

関連施策

文化財総合的把握モデル事業

- ・「歴史文化基本構想」の策定の指針を作成するための委託事業
- ・文化財の保存・活用の取組状況が異なる20件の市町村に対して委託

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

(平成20年5月23日公布 法律第40号)

国指定・選定文化財を中心として重点区域を定め、歴史まちづくりをすすめるための法律

市町村による
計画の策定

国による計画
の認定

計画に対する
国の支援

既存事業

- ・文化財補助金
- ・まちづくりに関する補助金

など

歴史文化構想にも有効な 歴史まちづくり法

行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、その維持および向上を図るために制定されたものである。歴史まちづくり法では、市町村が「歴史的風致維持向上計画」を作成し、国が認定を行うことで、さまざまな支援を受けることができる。

「歴史的風致維持向上計画」には、重点区域を設定することが必須となっており、その重点区域には重要文化財などが存在することが条件となっている。つまり、歴史まちづくり法においても、文化財の周辺における取り組みということがポイントになっている。

また「歴史的風致維持向上計画」には、「当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針」を記載する必要があるが、あらかじめ「歴史文化基本構想」が策定されており、それに基づいて方針が検討されることが望ましいと考えている。

このように、市町村が「歴史文化基本構想」に基づく取り組みを実行していくうえで、歴史まちづくり法は有効な施策の一つとなることが期待されている。

その他、既存の文化庁の文化財補助金や国土交通省をはじめとする、各省のまちづくりに関する補助金があるので、このような各種補助金をうまく活用することによって「歴史文化基本構想」を実現することも可能と考えている。

まちの真ん中に人を呼ぶ！ 「ようこそ高崎人情市」

めっきり冷え込んだ九月最後の日曜日、午前七時。群馬県高崎市の旧市役所跡地、今は「もてなし広場」と呼ばれる市の中心市街地の、さらに中心にある広大な広場は、大勢の人で活気にあふれていた。

自分の畑で採れた無農薬野菜を軽トラックから降ろしている人。地元産の小麦で作った名物高崎うどんスタンドを設置する人。集めた不用品を売って募金にしようとしている大學生の仲間たち……。まもなく始まる「ようこそ高崎人情市」の出店準備に大忙しだ。

朝市とフリーマーケット、そして飲食の屋台が並ぶ人情市は、早朝は地域のお年寄りたち、日が高くなるにつれて、市外・県外からも市の中心市街地に買物に来た家族連れでにぎわう。顔なじみとなった人情市の常連さんと朝市の出店者が「久しぶり、元気だった?」「うん、今日は

たまねぎがいいよ、おまけしておくね」と声を掛けあう。

奥で趣味の盆栽や鉢植えを並べ、近隣の商店街や百貨店の買物袋を片手にしたお客たちに花の手入れの説明をしているのは、初めて出店したという夫婦。そうしているうちに、会場の一角ではにぎやかな音楽に合わせ、「雷舞（ライプ）」と称して地域のダンスチームがお手製の衣装で踊り始める。にわかステージの前にできた人だかりの手拍子が、広場に響き渡っていく。

★団体プロフィール★

設立年＝2002年9月
設立・運営主体＝自主的組織
代表者＝関口 眞作
＜事務局連絡先＞
〒838-1601
群馬県高崎市石原町 3-235
(鈴木)

中心市街地に賑わい取り戻す 妙案は…

高崎市は群馬県の玄関口。江戸時代から商業の町としてにぎわってきた。六市町村の合併により人口約三十五万人を擁する県下最大の都市となり、中核市を目指している。

古くから交通の要衝として栄えてきたこのまちは、長野新幹線と上越新幹線の分岐点でもあり、駅を中心とした中心市街地の再開発が目覚しく進んでいる。駅の西側には新旧の百貨店が建ち、斬新なデザインの高層駐車場やオフィスビルが目を見く。石畳に彩られた商店街には、若年層を狙った新しい店もあちこちに見られる。上越新幹線が来ることになって以来、数十年に渡って整備を続けてきた中心市街地が今、形になりつつある。

しかし、ハード整備のみの再開発

は、全国各地で危機に瀕してきた。「何か、中心市街地ににぎわいを生むイベントはないか」として浮上したのが「ようこそ高崎人情市」の前身である「たかさき朝市」だ。

平成十年五月、市が中心となり、まちににぎわいを取り戻すこと、新鮮で安全な食品を提供すること——を目的に、十二回にわたり駅西口駐車場で開催されたこのイベントは、平成十一年六月には現在の「もてなし広場」に移転。中心市街地の活性化を図るため「ようこそ高崎人情市」として再スタートした。

このイベントの作業部会が発展したのが、NPO法人「高崎やる気堂」である。次第に盛り上がりを見せる人情市も、行政主導のイベントでは、どうしても「行政的」なイベントにならないを得ない。



「高崎やる気堂」の皆さん

人情市に来てくれる地域の人たちがもつと喜ぶため、そしてそれを中心市街地の活性化という大きな目標に近づけるためには、時には斬新なアイデアや、出店者たちの成長が不可欠だ。本来、人情市の目指すものを無視したクレームも、行政では受け入れざるを得ないこともある。

出店者やお客様と同じ目線で話し合える体制が必要だ。街のにぎわいのため、市のイベントを「七人の侍」のようにボランティアでサポートしていた民間の企画担当や商店主たちが、そのような思いを形にしようとして運営を引き継いでいく。

「人情市」をNPOに委託

両者が納得する形を作るためのNPO法人化も、メンバーの思いが一つになって進めたため、「苦しいとは思わなかった」。市が主導していた人情市は、平成十四年九月には高崎観光協会がNPO法人高崎やる気堂に委託する形態に移行した。

こうした中で、高崎やる気堂が実施したものの中に、出店料の値上げがあった。回を重ねるうちに増える出店者。広いとは言え限られたスペースでの人情市では、出店も抽選になる。やがて、出店者の中には自分たちの売り上げだけを考えて、運

営本部に苦情を持ち込む者も現れた。五百円だった出店料を五千円にすることで、「意識をもって人情市に参加してくれる人たちが残った」という。来客のクレームもある。

しかし、立場ある行政という運営者ではなく、地域住民と同じ視線で話す、高崎やる気堂の運営だからこそ、「ある意味でお客さんにも了解してもらえんです」。みんなが、手づくりの人情市の元々の趣旨を理解してくれる人だ。人情市を分かり合える人が広がっていく。

人情市は原則として月一回、第四日曜日の朝七時〜午後三時に開催される。開催回数は昨年七月で百回を超え、高崎の活気あるイベントとして定着している。まちの真ん中にある広場に寄り、楽しいひと時を過ご



にぎわう「人情市」の会場

した人々は、そのまま地域が育て上げたまちの中へ歩いていく。

「雷舞」で華麗なダンスを見せたチームも、元は地域の老若男女。「毎月ここで皆さんに会えると思って練習に励んでいます！」と言っていた。地域のコミュニティを育むことにも一役買っている。

取材時には、たまたま「地デジ準備」全国キャラバン&受信説明会が開催されていた。年一回の大イベントでは埋もれてしまいがちな説明会も、集客力があり、かつ月一回のイベントだからこそ効果が上がる面もあるようだ。地元テレビ局アナウンサーの明るい説明の声に、多くの人が耳を傾けている。

他地域へ「高崎ブランド」発信も

定期的に中心市街地ににぎわいを生むためにと考えられた「月一回」というおなじみ度合いが、他の効果にもつながっている。駅前の百貨店前に場所を借り、地域産品を置く第二会場を設置したところ、レストランなどからも注目を集め、一般消費者だけでなく、いわゆるBtoBの関係構築につながったこともある。

「イベントって、人が集まるきっかけの提供なんです。まずはやってみること。集まった人数が少なくて



お手製の衣装で踊る地域のダンスチーム

も、次は増やす工夫をする。やればやっただけ効果があると思う」と理事長の関口さんは言う。人情市も九年がたち、当初の目的に一定の効果を生み出すことができた。

これからは、自主的に新しい事業への取り組みも考えている。次は、他の地域でも人情市をやりたい。商人のまち高崎で成功したイベントを広めていくことによって、産品ばかりではない「高崎ブランド」を発信していきたい。そのために、他地域とのキャッチボールをし、各地の情報を得ることも始めた。

まちを動かすきっかけ作りから、高崎ブランドの発信、他地域との交流による高め合いへと、NPO法人高崎やる気堂は次の活動へのやる気に満ちていた。

「水俣病」を乗り越え まちの再生に一役

「水俣」といえば、水俣病が一番に思い浮かぶ。その水俣で、修学旅行の誘致やプランニングを行っているNPOがある。「水俣病の学習のほかに何を体験するのだろうか?」そんな疑問を抱き、NPO法人「水俣教育旅行プランニング」を訪ね、吉永利夫専務理事に話を聞いた。

就学旅行のほか視察団も続々

NPO法人が作成した水俣・芦北地域の修学旅行のパンフレットを拝見した。

★団体プロフィール★

設立年＝平成 13 年 9 月
設立・運営主体＝特定非営利法人
代表者＝松永 康生
団体構成：25 人
（男 18 人・女 7 人）
＜事務局連絡先＞
〒867-0045
熊本県水俣市桜井町 1-1-1
肥薩おれんじ鉄道水俣駅構内
（電話）0966-68-9450



専務理事の吉永氏

「水俣病との関わりを学ぶ」「環境について考える」「暮らしと地域づくりを知る」「楽しく遊び自然と向き合う」の四つの分野、七十五もの多種多様なプログラムが提案されている。修学旅行がメインだが、視察に訪れる人も年間五百人はいる。

水俣市が平成十三年に経産省・環境省から「エコタウン」の承認を受け、今年七月には内閣府から「環境モデル都市」にも選定されたため、行政だけでなく、自治会など住民組織も環境関連産業の視察に訪れるようになったからだ。

こういった視察団体への対応も、このNPOが行っている。研修を受けた主婦や議員、団体職員らが「市民ガイド」として有料で行い、手数料はNPOと市民ガイド、視察先企業に分配される仕組みだ。

吉永氏らの活動のきっかけは、熊本県が水俣市を「環境学習の拠点」にしようと、修学旅行の誘致を呼び掛けたことだ。当時、水俣病患者家族の運動にかかわっていた氏は、「行政は喧嘩する相手。一緒に仕事する相手とは考えたこともなかった」という。そんな吉永氏の意識が変化したのは、「もやいなおし」（水俣病で傷ついた絆を取り戻すために、水俣病と向き合い、話し合うことで意識改革を図ろうという活動）が本格化したころだ。

行政や観光施設、旅館などの民間が集まり、修学旅行の誘致について話し合ううち、「水俣病のことだけで修学旅行に來てもらっても意味がない。やる以上は、どうやって地域にプラスになるか考えることが重要」と考えるようになった。

そこで、民間人が団体を作ってやるとういうことになった。修学旅行を誘致する組織は他地域にもあろうが、当初から民間中心で動き始めたのは、水俣市の特徴である。

以前から水俣病について学ぶ修

学旅行生の対応をすることはあったが、当時は「水俣病患者の運動を支えること」が一番の意識だったので、「それでお金をもらうことなどは考えてもいなかった」という。事業として継続するためには、有料で、魅力的なメニュー開発が課題だった。

地元の「売り」を見つめる

そんな折、たまたま研修で水俣を訪れたJTBの関係者から、提案を受けた。例えば、福田農場というスベインをイメージした体験施設では、鉄道の枕木や足踏みミシンなどの不用品をうまく再利用しているが、これを「農場のリユース探し」という環境学習のプログラムに組み込んでどうかと。

他にも、ゴミの分別体験、水俣産にこだわったかまぼこ作り体験などを提案してくれた。このとき、特別なことではなく、地域の人たちがやってきたことを、修学旅行用に練り直すのがプランニングだと気付いた、という。

「ボランティアガイドは、あちこちにあるけど、事業になりにくい。『売り』になるコンテンツをつくらなければならない。そこから先は地域のこういうものを見つめていくかという地元学でしょうから、それに



市民ガイドによる視察団への説明



地元のおばちゃんと里山の散策

気付いたことが大きな転機だった」と吉永氏は言う。

自信失った市民に元氣与える

コンテンツを探していくことが地元学、地域づくりだということだが、水俣というイメージと農村体験とがどうリンクするのか。吉永氏は次のように説明する。

水俣病がなければ、修学旅行で水

俣を訪れることはまずないと思う。水俣病をきっかけにしてまずは来てもらうが、その次につなげる必要がある。例えば、大勢の生徒を相手に一人の語り部が話をする、というメニューでは、長くて半日しか水俣にいてももらえない。

そこで、少数の生徒が一人の水俣病患者の話をじっくり聞き、農村体験をするというプログラムをつくることで、水俣に泊まってもらう。い

わば水俣病を呼び水にして、水俣の違う側面、魅力の体験につなげていく。

「水俣病のことを教訓にする」とよくいうが、水俣病で苦しんだことを今日の社会でどう生かすか。それは簡単ではない。修学旅行生らがかまほこ作り体験をしたり、語り部の話を聞いたりすることで、地域が潤い、元氣を与えてくれる。水俣病で自信を失っていた住民が、自らの町

に対する自信を取り戻すことが本場の狙いという。

山間地は海辺から車でわずか十五分程度だが、意外に水俣病とは関係が薄いという。

教育旅行のプログラムをやり始めて、山間の地域の人たちが修学旅行生や視察で訪れた人から水俣病のことを尋ねられたとき、「自分たちは何も知らない。これではいかん」と気づいた。そして、初めて水俣病資料館に行き、「すまんじゃったな」と言ったという。

まさに「もやいなおし」の好例だ。このように、NPOの活動は、村の体験プログラムをやっている人たちと、水俣病の人たちをつな

げる役割も果たしている。

水俣市における、修学旅行生受け入れによる経済効果は現在、一億円程度とされる。これがもっと増えれば、住民にもある程度認められる存在になるのでは、と吉永氏は考えている。

「水俣病」を乗り越え町の再生を

「ただ気がかりは、水俣病が発生した地域に大人数で押し寄せる場合です。誰もが水俣病のことを前向きに考えているわけではない。修学旅行生が来ることで、村に還元できる何かが必要だと思案中だ。僕らNPOが勝手に、『水俣に人と呼んで、地域を潤しているんだから、いいじゃないか』と思ってしまうのは間違いない」

「水俣病をネタに勝手に儲けている」と思われては元も子もない。これは、グリーンツーリズムやエコツーリズムだって同じで、調和を考えないと逆効果になってしまう。僕らがやりたいことは、修学旅行そのものではなくて地域づくり。水俣病で駄目になったと言われたまちをちゃんとすること」

こう語る吉永氏をはじめ、NPOへの期待はさらに高まりそうだ。

廃校施設を拠点に誘致活動

都市から地方への移住・交流は、人口減少社会における地域活性化策の柱として期待されるようになってきた。それを促進するには、国民の移住・交流ニーズに的確に対応するため各地域で受け入れ体制の整備が不可欠である。

このため、財団法人地域活性化センターでは、移住・交流に意欲的な企業や自治体との連携により、地方が都市住民を受け入れる新たなビジネスモデルを創出し、移住・交流に取り組もうと考えている場合、市区町村の移住・交流受入システム構築のための経費を助成している。

今回は、二〇〇八年度の助成対象である秋田県鹿角（かづの）市の取り組み事例を取材した。

東西二十・一キロ、南北五十二・三キロ、面積七百七・三四平方キロと広大な広さを誇る鹿角市。北東北三県（秋田、青森、岩手）のほぼ中央に位置し、「人・もの・情報」が行き交う

交流拠点としての役割を担っている。鹿角市の周辺には、十和田湖、八幡平、奥入瀬渓谷など魅力的な観光スポットが多く点在する。

漂泊の詩人石川啄木が「青垣山をめぐらせる」と詠んだ緑の山々と清流、そして約四千年前の縄文後期に造形されたと言われる「ストーンサークル（大湯環状列石）」や、日本三大離子の一つに数えられる「花輪ばやし」など、多様な文化・歴史にも彩られている。

同市はさらに効能あらたかな「名泉の宝庫」でもある。大湯温泉郷、湯瀬温泉郷、八幡平温泉郷といった個性豊かな温泉が点在している。

自然資源は豊富だが人口減、後継者不足も

しかし、近年は人口減少、少子高齢化といったさまざまな課題を抱えている。今回の舞台となる旧中滝小学校がある鹿角市北部の大湯地区では、人口の減少率が市内全体の平均を上回って推移している。

また、観光を基幹産業として交流

人口の増加を図っているが、多様化するニーズに対応しきれず、観光客は減少の一途をたどっている。

もう一つの基幹産業である農業分野でも、後継者不足から遊休農地の増加や農村地域のコミュニティの衰退が問題となっている。

こうした現状から、鹿角市では地域活力を維持し、コミュニティ活動を存続させるため、新たな重点施策として、大都市近郊住民の鹿角市への移住・交流を促す取り組みに力を入れている。その一環として、冒頭の助成金を活用して「かづの de ふるさとライフ」コンシェルジュ育成事業」を実施している。

鹿角市の恵まれた特性を活かし、プログラム化された移住・交流居住メニューの情報やサービスを一元的に提供するとともに、廃校となる小学校を活用した長期滞在交流拠点施設の管理・運営や、移住・交流希望者のニーズに対応するコンシェルジュ機能を持ったNPO法人の設立に向けて、調査研究を行おうという

ものだ。

具体的には、コンシェルジュの育成支援事業として、全五回にわたるNPO法人制度に関する講習会、ワークショップやフィールドワークなどのプログラムを実施し、地域資源の把握、全国的な交流居住・移住に対するニーズの動向や今年十一月廃校となる旧中滝小学校を都市と農村の交流活動拠点として、どのように活用するかーなどを検討している。

移住希望者にNPO設立へ

参加者は二十人程度で構成され、市内在住・在勤の方の中から一般公募しており、不動産業、商業者、宿泊業者、農業者など多岐にわたる。最終的にはプログラムの参加者を中心に構成した、都市住民を受け入れるためのNPO法人設立を目指している。

旧中滝小学校は、学校行事への参加や校舎・校庭の維持に関する協力など、地域ぐるみで学校を見守る活動を通じて、児童、保護者、教職員

を含むコミュニティ活動の拠点として重要な役割を担ってきている。

そのため、廃校となった後も、同地域のコミュニティ活動の拠点となる公的機能の存続が求められている。

一方、鹿角市が昨年度に実施した都市住民を対象としたモニターツアーの際の調査では、古い木造校舎と校庭の懐かしい雰囲気が評価されており、「滞在してみたい」「交流居住の拠点として整備すべき」との意見も出ている。



廃校施設の利活用を議論するワークショップ

このようなことから、同校をコミュニティ活動の拠点施設として、地域を支える人材の育成や都市住民との交流を促進し、都会と田舎を結ぶ施設として整備することとした。

今回取材したのは、上記プログラムの一つである、鹿角市の地域資源の活用方法と旧中滝小学校をどのようにに活用するかを検討するための第二回ワークショップである。地域資源を把握するための一回目のフィールドワークを受けて行われた。

ワークショップでは、旧中滝小学校の活用方法をテーマに、初回の議論を踏まえ「物販」「健康」「交流」「合宿」「体験」ごとにグループ分けし、具体的な活用方法や利用者のターゲット層や課題となる点について、討議された。

廃校施設の利活用 めぐり熱い議論

その中で、地元の野菜や果物を利用した産直・農家レストランやカフェ、中滝森林セラピーロードの拠点、周辺の自然散策（滝めぐりや紅葉など）のための簡易宿泊施設、学校という場を活かして体験学習のための施設としての活用など、活発な意見交換が行われた。

参加者は、ディスカッションを通じて、改めて鹿角市の地域資源の豊富さ、多様性に触れ、廃校の利活用

に想いを馳せているようであった。廃校となる小学校に対する思い入れや名残惜しさもあり、大幅に改修するより、できるだけ現状のまま残しつつ、その範囲内で利用する意見が大勢であったように感じた。

旧中滝小学校の活用方法や都市住民のコンシェルジュ役を担うNPO法人設立に向けた今後の展開について、鹿角市総務部政策企画課政策推進班長の加藤卓氏は次のように意気込みを語った。

「昔ながらの学校であるため、部屋の数も少なくシャワー設備などもないといったこともあり、大規模な宿泊施設としての活用は難しい。様々な制約の中でいかに都市住民のニーズに添えていくか。

将来のコンシェルジュ候補である参加者の方々と交流居住の中核施設としても活用方法について検討していきたい」

都会からのアクセスや冬の厳しさなど交流居住へのハードルは高いかもしれない。しかし、豊富な地域資源を活かし、自らの地域を盛り立てようと取り組む地域住民や鹿角市職員の熱い姿勢が、移住希望者の心にも届くのではないか。

企画調査課 ● 有泉 学



地域活動の拠点となる旧中滝小学校

「協働がもたらす地域の創造」

東北芸術工科大学准教授 志村直愛

（財）地域活性化センターは、地域再生の担い手の育成を目的として、実践者を講師に迎え、フィールドワークやグループワークを通じて、そのノウハウを共有する研修会「地域再生実践塾」を、毎年全国各地で開催している。本号では、八月二十日から三日間、横須賀市で開催した内容を主任講師の志村直愛氏より報告していただく。

地域課題の解決に不可欠な「協働力」

今回の実践塾のテーマは「市民協働」。市民生活のパターンや価値観が多様化した今日、まちづくりを進める上で、従来の行政サービスの形には限界が見え始めている。よかれと思って計画された行政主導のまちづくりが、市民ニーズに適合していなかったり、市民参加を謳いながらも、行政、市民相互の信頼関係が未熟な町のぎくしゃくした関係は各地で聞かれる。

この時代、本当に市民のためのまちづくりを実現するには、市民と行政とが双方向のコミュニケーションを十分にとりながら、一緒に地域課題を解決していく「協働」の取り組みが必要不可欠である。

横須賀市は、一九九九年に「市民協働型まちづくり推進指針」「市民活動促進指針」という市民と行政の

関係強化を図る二つの方針を打ち上げ、早い時期から協働事業を推進し進め、現在、市民やNPOによる幾つもの自立した取り組み事例が存在する「市民協働先進都市」の一つ。

ここを舞台に、三日間にわたる講義と実践のプログラムにより、新しいまちづくりの形である市民協働の理念学習、事例視察、これらをベースにしたグループ提案を各地からの参加者に体験していただいた。

3日間のカリキュラムと講義内容

開講初日は、講義の皮切りとして、私から市民協働の重要性と今後の課題について問題提起。「そもそも、

市民協働とは何か。なぜ必要なのか」といった視点から、近代以後のまちづくりにおける、行政と市民の関わり方の変化、特に戦後の行政主導型から市民参加・参画・協働へと発展してきた経緯を説明した。

続いて、松岡紀雄・神奈川大教授が全国の「市民協働」事例を紹介。「協働」という言葉の初出は神奈川県秦野市で、以来各地で事業が推進され、事例も増えてきたと述べた。

講義では、全国各地で注目されている事業として、市川市の「一%支援制度」や徳島県上勝町の「葉っぱビジネス」など、県や市町村レベルでの様々な取り組みと、そのポイントが紹介された。

市担当部署である市民生活課の小座野信吾氏からも、横須賀市役所における市民協働の考え方と、この十

年間の取り組み全体について解説いただいた。市民の要請に応じて取り組みの説明に出張する「まち

づくり出前トーク」や、行政センター単位の市民協働モデル事業、市民NPOへの支援や補助制度など、「行政側から仕掛ける」側面と「市民の自主的活動を受け止める」側面の両面を備えた、先進都市らしい幅広い取り組みが紹介された。

理論学習の後は現地視察の実践

両グループは、活動のスタート地点は「自分たちのまちを自分たちでなんとかしたい」という思いであり、徐々に構築されていった行政との信頼関係の中で充実した成果を生み出すことができた、との指摘で一致している。優れた市民協働成果の起動力や成功の鍵は行政と対等、あるいはそれを超えた積極的なまちづくり意識であることがうかがえる。

二日目は、初日の理論編を受け、実際市内で動いている市民活動を現



パネルディスカッションの模様

地で見学し、その実態から学ぼういは実践編である。視察先は――

▽ペリー来航の地として知られる浦賀地区で、歴史散策ルート策定やマップづくり、地域の歴史の掘り起こし活動を行う「浦賀探訪くらぶ」(浦賀)

▽空き店舗の増えた商店街で、これを活用してワインやジャムづくりを企画実践し、地域活性を図る「追浜こみゆに亭」(追浜)

▽市の企画提案型市民協働モデル事業の企画として、久里浜駅前にある商店街空き店舗を利用した、障害者作業所のリサイクルショップ「ポコ・ア・ポコ」、親子広場を運営する「ぽつかぽか荘」、児童保育所「明浜学童はろーどクラブ」の三つが同居する施設(久里浜)

▽引きこもりやニートの社会参加を支援し、上町商店街に働く場としてほろかぜ書店を運営する「アンガージュマン・よこすか」(上町)

▽市内の町内会の中でも極めて高い意識の下、地域コミュニティを活かして全国的にも注目されている「鴨居みかん台自治会」(鴨居)

五つの取り組みである。一カ所あたり八〜十人で各現場を訪れ視察。活動内容や苦労、失敗談などのヒヤリングも含めて意見交換した。午後には「それぞれの活動から学ぼうい

点、問題点」を出し、参加者が自分の町の可能性と比較しながら、外の目から見て、さらに改善・改良していく方法を提案し、最終課題につなげる仕掛けとした。

グループ内での話し合いで、見学内容や感想が報告された後、私と小座野氏に加え、市民の立場から岡本久美子よこすかパートナーシップサポーターズ副代表にコメントいただき、最終提案のヒントとして、現状についての追加情報と問題点の背景などを提示していただいた。

最終日は「明日の横須賀市への提言」と題し、これまで見てきた視察先への改善提案を各グループが発表、前述の三者から講評を受けた。

提言は、各グループとも模造紙一枚としたが、概念図、イラストなどを交えバラエティー豊かだった。

浦賀に対しては、熱心な一部市民だけでなく、より多くの地域住民を巻き込み活性化につなげるべきだといった声や、「第二次開国」と位置づけ、地場の特産品の販売や、既存資源の積極的な活用案など、様々なアイデアが列挙された。

追浜については、周辺住民や大学への周知、若い世代や団塊世代の巻き込みの徹底や、ワインに続く新事業の必要性などが指摘された。

久里浜に対しては、地元への思いやその行動力を評価しながらも、将来の夢やビジョンを持つ余裕がほしいこと、行政の支援が本当に十分との指摘もあった。

上町については、継続的な活動のため、人が来やすい雰囲気や活動人材の十分な確保、財政基盤の安定化への指摘や、委託事業など新しい行政との関係の可能性を提言する声、議会や世論のバックアップなど、様々な社会とのネットワーク化を増強すべきとの指摘があった。

鴨居に対しては、高齢化が進む中で後継者や若い指導者を早急に育成する必要がある指摘され、サービスの満足度を量る調査や、ボランティアのポイント制など斬新な提案も挙げら

れた。

いずれの指摘も、現場では痛切に感じている課題で、鋭いものばかりだったが、ソフトな提案の中にはユニークな視点も多く、地域にも還元すべき意義のあるものだった。

参加者、横須賀市双方が学んだ

市民協働は、まだスタートしたばかりの新しい概念である。より良いまちづくりにつなげていくために、試行錯誤を繰り返しながら実験的な取り組みがようやく実を結び始めた段階といえる。参加者から指摘されたメッセージの数々は、まさに発展途上にある市民協働の課題そのものであり、横須賀市にとっても心強いエールとなった。

実践塾のねらいは、「教材」となる一つの町に全国から集まり、参加者が学ぶ場であると考えていたが、今回はホスト側の横須賀市も、全国から訪れた皆様に勉強させていたといった感が大きい。町というものは、地元、よそ者にかかわらず、多くの人々によって創られ、活かされ、育まれていくことを改めて実感した三日間であった。

産業支援人材育成の取り組みの中から熱意ある支援者が数多く輩出され、地域再生の大きな原動力となっていくことを期待したい。



浦賀みなと祭りで使う大提灯を視察

修了生が千人超えれば 日本は変わる

中・四国、北海道・東北両地域で情報交換会

地域づくり現場で活躍する修了生

地域づくりは人づくり。財地
域活性化センターが主催する全国地
域リーダー養成塾では、既存の枠に
とられない斬新かつ大胆な発想の

できる地域のリーダーを養成するた
め、毎年五月から翌年一月まで、さ
まざまな分野の専門家や実践家を
講師に、体系的かつ効果的な研修を
行っている。



大森塾長の講義に耳を傾ける参加者

塾の参加者は、全

国から集まった地域
を愛する自治体職員
や地域づくり団体の
皆さん。足掛け九カ
月にわたるリーダー
養成塾で、幅広い知
識や考え方、そして
何より貴重な「人財
ネットワーク」を
培った修了生は、地
域づくりの現場でま
すます活躍してい
る。

地域活性化セン
ターでは、研修修了
後も、自己啓発や地

域リーダーとしてのレベルアップを
図るとともに、修了者の交流を深め
ネットワークを構築するため、研修
会や情報発信を行っている。

なかでも特徴的なのが、毎年全国
五ブロックで開催している「全国地
域リーダー養成塾修了者ブロック情
報交換会」。これは、修了生が幹事
となり、地元で開催する研修会で、
塾長や主任講師などリーダー塾に縁
のある講師を招き、地域づくりにつ
いて学ぶ一方、情報交換を通じて近
隣の修了者同士の交流を深め、ネッ
トワークを作るのが目的だ。

また、開催地の地域づくりのキー
パーソンや自治体首長との意見交換
を通じて、修了生が地域を改めて見
つめる機会にもなっている。

今回は、今年開催された中国・四
国ブロック、北海道・東北ブロック
の模様を紹介する。

◆中国・四国ブロック情報交換会 in 四万十町

七月二十六、二十七日の両日、高
知県四万十町（於「道の駅四万十と
おわ」を中心に、高知県の修了生
田中佐和子氏（十八期生）を中心に
企画運営された。五期から十八期ま

で五人の修了生のほか、四万十町な
ど高知の自治体職員や地域の多くの
方々が参加した。埼玉県、富山県か
ら駆けつけた修了生もいた。

会場となった道の駅四万十とお
わは、完成した平成十九年度には
十三万人が来訪するという人気の道
の駅だ。まず、この道の駅の計画に
携わった四万十町の森武士氏から
「旧十和村の一騎当千…かわる人
の思いが成功の秘訣。なぜここに道
の駅四万十とおわができたのか！」
について講演があり、成功までの道
のりを説明した。

続いて、リーダー塾主任講師の
小田切徳美・明治大学教授が「地域
力・住民パワーによる地域産業の底
上げ」をテーマに講演。農村におけ
るコミュニティ、手作り自治区には、
自治と「小さな経済」の二面性が求
められるという内容で、参加者は熱
心に聞き入っていた。

翌日は、地域づくりに取り組む
「四万十町十和おみさん市」の取
り組みについて、副会長の居長原信
子氏が「待ちよつたらいかん。あた
しあ打ってでるき！」と題して講
演。郷土料理を通じた都市農村交流

により、地域住民が輝いている取り組みなどを、実践に基づき語った。

また、道の駅「四万十とおわの」取り組みについて、プロデューサーである(株)四万十ドラム代表取締役社長の畦地覆正氏が講義し、「地域の小さい経済を積み重ねて、大きな力にしていこう」と、四万十町のパワーを感じさせる話だった。

会場である道の駅を取り巻く、地域のさま

ざまな人の取り組みと意思を中心に、農山村の可能性について感じることでできる充実した情報交換会となった。

◆北海道・東北ブロック情報交換会 in 住田町

九月二十、二十一の両日、岩手県住田町(於「ホテルグリーンベル高勘」)で、住田町の修了生菊田賢一氏(十六期生)をはじめ、五人のリーダー塾経験者を中心に企画運営された。テーマは「農山漁村の町村の将



鉄砲隊による地域づくり活動の紹介

て、「森林・林業日本一の町づくり事業木工団地」の視察など、住田町をじっくり知ることができる企画が盛り込まれた。

開催地、住田町についてイメージをつかんだ上で、リーダー塾塾長の森大彌・東京大学名誉教授が「基礎自治体としての町村の将来」をテーマに講演した。住田町は、平成十五年二月に「当面自律・持続」を表明し、現在でも単独の道を歩んでいる。その住田町で、これからの基礎自治体のあり方について、参加者それぞれ



懇親会には、地域の方も参加

れが自分の地域についても深く考えるきっかけとなった。

その後の懇親会では、大森塾長とともに参加者が持参した各地域の特産品を囲み、地域を見つめる熱い議論が深夜まで続けられた。

来年度は秋田県で開催の予定。

21年度の塾生を募集

リーダー塾の魅力は、地元での書きや立場、年齢を越えて塾生同士が互いに本音で語り合えること。学校の同窓生のような感覚である。一期あたりの塾生数は三十〜四十人だが、平成元年以来の修了生は累計で六百人を超えている。

「リーダー塾修了生が一千人を超えると、日本は変わる!」と主任講師の小田切先生は力説する。現在、平成二十一年度の塾生を募集中である。「求む!自らを磨き、地域をひっぱる元氣人」

* *

今後のブロック情報交換会開催予定は以下のとおり。

▽関東ブロック(埼玉県騎西町)

▽東海・北陸・近畿ブロック

(愛知県豊田市)

▽九州ブロック(福岡県宮若市)

研修交流課 ● 白鳥法子

高校弓士の全国大会として定着

久留米市の歴史は古い。福岡県の南西部に位置し、日本で最初に市制施行した市の一つとして、製造業、酒造、食品業など様々な分野で発展してきた。現在は、人口約三十一万人を擁する中核市で、福岡市、北九州市に続く県内第三の都市だ。

九州自動車道や大分・長崎自動車道のほかに、五つの国道が通る交通の要衝である。

久留米市の北東部から西部にかけては、九州一の大河・筑後川が貫流し、筑後川に沿って南側を東西に耳納山、高良山、明星山などの山々が連なり、自然豊かな都市でもある。

「紫灘旗」を弓道の代名詞に

水と緑に囲まれた久留米市に八月二十三、二十四の両日、全国から多数の高校生弓士が集まり、「第三回全国高校選抜弓道大会／第十回紫灘旗高校弓道大会」が開催された。

この大会は、すでに福岡県内で全国規模の大会として毎年開催され



男子決勝トーナメントの様様

ている、柔道の「金鷺旗」、剣道の「玉竜旗」と同様に、弓道の代名詞となるような大会を目指して、久留米市制施行百十年の年から始まったものだ。今年は十回目だったが、スポーツ拠点づくり推進事業の承認大会になってからは、三回目の開催。

大会名に冠した「紫灘旗(したんき)」の「紫灘」とは、江戸時代幕末期に、全国に鎮座する水天宮の総本宮である「水天宮」の宮司だった真木和泉守保臣の号である。

氏は、様々な武芸や学問が堪能だったと伝えられているが、とりわけ弓術はかなりの腕前だったとされている。このような歴史から「紫灘」を冠にした弓道大会が久留米で開催されることとなり、会場では、大会名にちなみ大きな紫色の旗が掲げられ、周辺の沿道にも紫色ののぼり旗が立ち並んでいた。

選手などの参加者たちは、大会名の由来となった水天宮に、開会式終了後、大会事務局員の案内で訪れた。その後、歴史などの説明を受けた。その後、袴姿で思い思いに翌日から始まる試合の必勝祈願を行う様には「己を見つめる心を養う」という、弓道の精神が感じられた。

「遠的」への参加者拡大も課題

この大会は「近的」「遠的」「射流」とある弓道競技の中でも、開催数が少ない遠的競技である。一般的に「弓道」と聞くと、多くの人が連想する近的の的までの距離が二十メートルなのに対し、遠的は二倍以上の六十メートル先にある直径一メートルの的を狙う競技だ。

六十メートルという広大な用地を確保できる練習場が多くないことなどから、十分な練習時間が持てない選手が多い中、そう数多くない遠的

の大会を「遠」という字の如く「遠くまで飛んで行け」と言う気持ちで、緊張感の中にも、伸び伸びと楽しんで参加しているように見受けられた。筑後地方の方言に「おもてなし」という意味の「ほとめき」という言葉がある。筑後地方では、昔から「家(うち)に来たなら、ほとめくばい」と家に訪れる客を温かく迎え、心のこもったおもてなしをしていた。

会場でも、選手たち参加者へのほとめきとして、地元の高校生が大会のために考案したレシビを基に作られた「ほとめき弁当」や飲み物などが高校生ボランティアらの手で配られ、久留米のお土産物や地元弓道具店の販売ブースが賑わいをみせるなど、さまざまな取り組みがなされていた。

参加者による水天宮への参拝やほとめき弁当など、他の承認大会にはあまり例を見ない取り組みが行われているのも興味深い。

その一方で、遠的の競技人口が少ないため参加者の拡大が進まず、九州での開催ということで遠方の北海道・東北ブロックからの参加がないなど、まだまだ課題も残る。今後、地域住民との連携を図ることにより、地域にその名の由来を持つ、この大会のさらなる発展を期待したい。



市原市長 ● 佐久間 隆義

日本の真ん中!?

市原へ「来るがいよ!」

東京駅からJ R内房線特急で四十分、房総半島のほぼ中央に、市原市（上総の国）はある。

今から千三百年ほど前、国府が置かれた上総の国の中心地であり、上総国分寺（僧寺・尼寺）も建立された。尼寺の寺域は十二万三千平方メートルで、奈良の法華寺に匹敵する全国最大規模。発掘調査でその全貌が明らかになり、広大な回廊、中門が復元されている。回廊に立つと、朝日に輝く天平の甍（いらか）に、往時が偲ばれる。

東京湾に面する市原は、のどかな農業・漁業が中心だったが、昭和三十年代からの臨海部の埋め立て造成により、電力・石油精製・石油化学を中心とする全国屈指のコンビナートに変貌した。そして、合併により、一郡一市の市原市が誕生し、現在に至っている。

市域は三百六十八平方キロメートルと千葉県内で最大、平成十八年の工業製品出荷額は四兆四千九百九十億円と県内一位、全国でも五位の工業都市となった。

市の北部は工場地帯、中・南部は田園地帯と自然が広がり、都市と農村が同居している。そのほぼ中央を母なる養老川が東京湾に向かって流れている。

また市原は、日本一の「ゴルフ場銀座」と呼ばれ、三十三コースのゴルフ場に年間百四十七万人が訪れる。サッカー「ジェフユナイテッド市原・千葉」の本拠地でもある。

さて、J R内房線の「五井駅」で降り、小湊鉄道のホームへ移ると、そこには懐かしい光景が現れる。今では珍しい「キハ200型」と呼ばれる赤とクリーム色のディーゼルカーが止まっているはずだ。

若い女性車掌の明るく弾んだアナウンスが、レトロな車内に響き、五井〜上総中野間（全十八駅）、全長三十九・一キロを六十分余りかけて走る。五井駅の車庫には、蒸気機関車三両（C型タンク車二両、B型機関車一両）が保存されている。

それでは、これから小湊鉄道の列車に揺られて、南部の奥座敷をご案内しよう。

このローカル線の十番目の駅に「上総鶴舞駅」がある。駅舎は、八十年余り前の大正十四年、鉄道開通当時の木造建物で、「関東の駅百選」に選ばれ、ドラマやCMにもよく使われる無人駅だ。鶴舞は、明治初期に鶴舞藩庁が置かれた城下町で、桜の名所・県立鶴舞公園は、春には多くの観光客でにぎわう。

十五番目の「月崎駅」近くには、広さ百十七ヘクタールの自然公園「市民の森」がある。四季折々の風景を楽しむ散策路やキャンプ場があり、年末には夜空の下で輝く森のイルミネーションが楽しめる。これらは、地元有志で構成する団体「月崎安由美会」が管理・運営している。

小湊鉄道の終点駅一つ前は「養老溪谷駅」。房総半島の中央に位置し、一帯は房総きつての新緑、関東で一番遅く色づく紅葉の名所である。溪流釣りのメッカであり、夏は川遊びができ、首都圏からの日帰り観光エリアとして、多くの人に親しまれている。

このように、本市には産業や豊かな自然、歴史・文化という先人から受け継いできたかけがえない財産がたくさんある。今後ますます進行する少子高齢社会の中で、まちのにぎわいや活性化を図っていくには、これらの資源がきつと役立つはずである。

それらを背景に、全国各地から移り住まれた人々の知恵や行動力を最大限に活用して、独創性のある企画を立案し、実行していくこと。それが私の使命と考えている。

私たちのまちは、様々な時代背景の中で、その時々々に暮らす人々により形作られ、受け継がれてきた。

たくさんの方々が本市を訪問されるのをお待ちしております。市原市へ「来るがいよ!」（お出かけください）



手前みそ
ですが…

静岡県

新居町

118



■食

太平洋の塩水と浜名湖の淡水が交わる浜名湖の今切口は、浜名湖うなぎ、あさり、シラス、牡蠣など海の幸の宝庫でその味は絶品。

新

居町は、静岡県西部の浜名湖の南西に位置し、太平洋（遠州灘）と浜名湖に面した白砂青松の豊かな自然と歴史の香りが残るまちである。



■奥にはあの改め姿が…



■新居宿 旅籠 紀伊国屋



■遠州新居 手筒花火

毎年7月下旬の2日間、諏訪神社祭礼の奉納煙火として開催され、2晩で約2千本の手筒花火が火を噴く。「夏の夜空を朱に染めて 花火野郎が身を焦がす」

日本で唯一現存する「関所」のあるまち



■国特別史跡 新居関所

江戸時代の交通の要所として、《入鉄砲に出女》という言葉にもあるように、鉄砲と婦人の取調べは特に厳しいことで有名でした。

新居関所は、1600年（慶長5年）徳川家康により、箱根と並び最も重要な関所として設置され、東海道第31番目の宿場町として栄え、交通の要所として繁栄した。現在の関所は、1855年（安政2年）に建替えられた建物で、日本で唯一現存する関所として、史跡の中でも重要な国の特別史跡の指定を受けている。

この新居関所を核に、「新居関所周辺まちづくりの会」を中心とする住民と行政が一体となり新居宿の再生と歴史を活かしたまちづくりを進めている。

また、さまざまな街道文化が生まれ今に受け継がれており、中でも江戸時代享保年間から始まったといわれる手筒花火は、「東海道の奇祭」ともいわれる勇壮な祭りだ。一度に数十本の火柱が漆黒の夜空を焼き尽くす様は、豪快そのもので、特に数百本の手筒を出す「猿田彦煙火」は必見！の価値がある。



■関所周辺まちづくりの会

関所のまちづくり活動のほかに、小学校のわくしお学習では新居の歴史と文化を教えるなど大活躍。

平成21年度全国地域リーダー養成塾 塾生募集を開始します！



全国地域リーダー養成塾は、様々な分野で既存の枠にとらわれない斬新かつ大胆な発想のできる地域のリーダーの養成を目的として、平成元年度から開講しています。これまでに616名の感性豊かな実行力のある地域のリーダーを養成し、その成果は各界から高く評価されています。

平成21年度においても、熱意ある皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

- 研修期間＝平成21年5月から平成22年1月末
- 研修内容＝地域づくりの専門家・実践家等による講義のほか、ファシリテーション研修、論理的思考・表現力研修などのグループ演習を大幅に取り入れ、実践を重視した研修を行います。また、主任講師による少人数のゼミナール形式の講座を開講し、塾生各自が地域のテーマを見つけ、調査・研究に取り組み、成果を修了レポートにまとめます。きめ細かい指導により、「自ら考える力」を養います。
- 申し込み＝募集案内の詳細及び応募用紙は市区町村に配布します。地域づくり団体の皆さんは、各市区町村の担当課にお問い合わせください。
- 問合せ先＝研修交流課（電話）03-5202-6134

第13回 ふるさとイベント大賞募集中です！

ただ今、「第13回ふるさとイベント大賞」では、NHKと共催し、地域の魅力が詰まったふるさとイベントを募集しています。

選考委員長の北山孝雄氏をはじめとする総勢9人による選考委員会で審査し、大賞（総務大臣表彰）をはじめとする各賞を決定します。

各地で実施している「ふるさとらしさ」溢れるイベントのご応募をお待ちしております。



第12回 ふるさとイベント大賞

JOIN LIFE FESTA '08開催

通信センター

JOIN(移住・交流推進機構)と全国ふるさとづくり推進協議会(事務局:当センター)では、都市から地方への移住や二地域居住に興味がある方々はもちろん、一般の皆様にも楽しくわかりやすく地方への移住・交流を知っていただき、「ふるさとづくり」への興味促進を図ることを目的に「JOIN LIFE FESTA '08」を開催いたします。入場料は無料です。お気軽にお越しください。

【開催概要】

- 名 称 JOIN LIFE FESTA '08
～いいトコ暮らし、さがそ?～
- 開催日時 平成20年11月15日(土)、16日(日)2日間 10:00～17:00(予定)
- 開催場所 赤坂 Sacas 内 Sacas 広場 & 赤坂ギャラリー(東京都港区赤坂5-3-1)
- 出展団体 自治体16団体、企業8社(予定)
- ※ JOIN LIFE FESTA '08に関する情報については、下記のサイトに掲載し、随時更新していますので、是非ご覧ください。
- URL <http://www.iju-join.jp/festa/>

【募集要領】

- ①募集対象イベント
2008年1月1日から12月31日に開催されたイベント
※ただし、次のいずれかに該当するイベントは対象外とします。
・過去(第1回～12回)に大賞を受賞したイベント
・直近の5回(第8回～12回)に優秀賞等の各賞を受賞したイベント
- ②募集締切
2008年12月8日(月)必着
※2008年12月中に開催するイベントに限り、写真など資料提出期限を2009年1月6日(火)とします。
- ③応募方法
応募用紙に記入し、イベントの写真および内容がわかる資料を添えて、市区町村担当課へ提出してください。
- ④選考方法
応募資料をもとに事務局選考を経て、選考委員会(2009年1月29日(木)開催予定)で受賞イベントを決定し、2009年3月11日(水)に表彰式を開催します。
※その他、選考基準など詳細については当センターHPをご覧ください。応募用紙はHPからダウンロードできます。

【問い合わせ】業務第1課 島浦・業務第2課 瀬戸・伊藤
(TEL 03-5202-6136)

11月

★日本橋プラザビルイベントスペース

- 11月5日～7日
小城市（佐賀県）
- 11月13日～14日
西さがみ観光協議会（神奈川県）
- 11月20日～21日
紀州田辺うめ振興協議会（和歌山県）
- 11月27日～28日
坂井市（福井県）

★有楽町ふるさと情報プラザ
11月テーマ「日本の匠を訪ねる旅」

- 11月5日（水）～7日（金）
長崎県長崎市
『2009長崎ランタンファスティバルPRと長崎特産品販売』
- 11月10日（月）～14日（金）
福井県越前町
『越前町観光物産展』
- 11月17日（月）～21日（金）
愛媛県
『愛ある愛媛ブランド「味の匠」「技の匠」～しまなみ海道開通10周年～』
- 11月25日（火）～28日（金）
徳島県鳴門市
『阿波の匠～大谷焼と鳴門観光』



12月

★日本橋プラザビルイベントスペース

- 12月3日～5日
平鹿地域振興局横手まるごと売込班（秋田県）
- 12月17日～19日
おいらせ町（青森県）

★有楽町ふるさと情報プラザ
12月テーマ「ふるさとからの心あたたまる贈り物」

- 12月1日（月）～5日（金）
千葉県『国産落花生の魅力を伝える 展示即売会』
- 12月11日（木）～12日（金）
長野県南箕輪村『高原のふるさと南箕輪村からの贈物』
- 12月15日（月）～17日（水）
奈良県橿原・高市広域行政事務組合『飛鳥地方の美味・美酒・美食 万葉心のふるさと展』
- 12月18日（木）～20日（土）
石川県野々市町『勤進帳・富樫の里野々市町』

(写真)

- 1 9月 9日～11日 栃木市（栃木県）
- 2 9月18日～19日 東京都甲州夢街道（八王子・相模湖・藤野）
- 3 9月24日～25日 坂城町（長野県）
- 4 9月26日 南会津町（福島県）

【編集後記】

▼歴史ブームと言われて久しい。テレビや雑誌で歴史物の人気は根強い。歴史が息づく建造物や町並みを眺めて、ロマンや旅情をかきたてられる人は多いのではないか。試しに、文化庁のHPから「文化遺産オンライン」をのぞくと、城下町や宿場町などの町並みから古墳や城跡まで、歴史・文化遺産が分野、地域別、時代別に紹介されている。

▼今月号の特集「歴史的景観のまちづくり」は、こうした歴史的景観を擁する地方自治体の苦労話や取り組みの現状を紹介した。折しも国土交通省、文化庁、農林水産省が共管する「歴史まちづくり法」が十一月から施行されるタイミングと重なった。

▼歴史まちづくり法の活用には、歴史文化遺産の保存・活用と、地域住民の生活や利便性の維持をどう調和させるかといった課題が伴う。電線の地中化や広告看板の扱いをどうするかなど、地元の理解と協力がなければ、行政側も立ち往生してしまう。

▼本号の特集が、こうした課題を抱える自治体に、多少でも参考になれば幸いです。余談ながら、全国的に著名な歴史文化財を持つ自治体が多数ある中で、今回、紙幅の制約上ご紹介できなかったところが多かったことをお許し願いたい。

(原田)

【12月号予告】
特集Ⅱ 地域情報化によるまちづくり

地域づくり11月号

2008年11月1日発行 編集・発行＝財団法人地域活性化センター

東京都中央区日本橋2-3-4 日本橋プラザビル13階 電話03-5202-6131（代） <http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/> 印刷・製本／株式会社サンワ

法律で許可された場合以外に、本誌からの無断転載を禁止します

落丁・乱丁はお取り替えます。情報サービス課（03-5202-6135）まで、ご連絡下さい。

よく、調べましょう。

買った宝くじ券、当せん確認しましたか？
よく調べてご確認の上、必ず換金してくださいね。



宝くじの収益金は、
身近な街づくりに役立っています。



財団法人 **日本宝くじ協会**

当せんはしっかり調べて、しっかり換金。

<http://www.jla-takarakuji.or.jp>

●外国発行の宝くじを、日本国内において購入することは、法律で禁止されています。